

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査 報告書

2019年3月

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査 報告

NPO 法人気候ネットワーク

I. 調査の概要について

1. 調査の目的と概要

パリ協定が 2015 年に採択、2016 年に発効し、日本でも「脱炭素社会」の実現に向けて早急に対策を取ることが求められている。国全体の「脱炭素化」を進めるためには都道府県や市町村などの自治体の取組も重要となる。このような状況を踏まえ、NPO 法人気候ネットワークでは、各自治体の温暖化対策やエネルギー関連施策の進捗状況や課題などを把握することを目的に、全国の都道府県（47）、政令指定都市（20）、中核市（54）、施行時特例市（31）、近畿地方の全市町村（194）の計 328 自治体を対象にアンケート調査を行った。

2. 調査の対象と方法

(1) 調査主体：NPO 法人気候ネットワーク

(2) 対象：全国の都道府県（47）、政令指定都市（20）、中核市（54）、施行時特例市（31）、近畿地方の全市町村（176）

計 328 自治体

※近畿地方の市町村には、政令指定都市・中核市・施行時特例市を含めないこととし、以下「小規模な市町村」または単に「市町村」と表記する。

(3) 手法：対象自治体の環境・温暖化関連部局を対象にアンケート調査票を郵送し、郵送による返信または E メールにて回答票の回収を行った。

(4) 回収状況：2019 年 2 月現時点までに 203 自治体からの回答を得た。回収率は 61.9%（203/328）となった。表 1 に自治体区分別の回収状況を示す。

表 1 自治体区分別回収状況

自治体区分	自治体数	回収数	回収率
都道府県	47	41	87.2%
政令指定都市	20	19	95.0%
中核市	54	43	79.6%
特例市	31	21	67.7%
近畿地方の市町村	176	79	44.9%
合計	328	203	61.9%

(※近畿地方の市町村の自治体数、回収数には、政令指定都市・中核市・施行時特例市を含めない。)

II. 行政内（庁内）の体制について

1. 温暖化対策担当部署

温暖化対策の担当部署について、自治体区分ごとに集計した結果を図1に示す。都道府県や政令指定都市、中核市など、規模の大きい自治体ほど温暖化対策の専門部署を設けている割合が高くなる傾向がみられた。一方で、規模の小さい自治体ほど温暖化対策を他の部署と兼任している割合が高くなる傾向も表れた。小規模の市町村では温暖化対策に取り組む部署を設けていないという自治体も10%程度存在した。

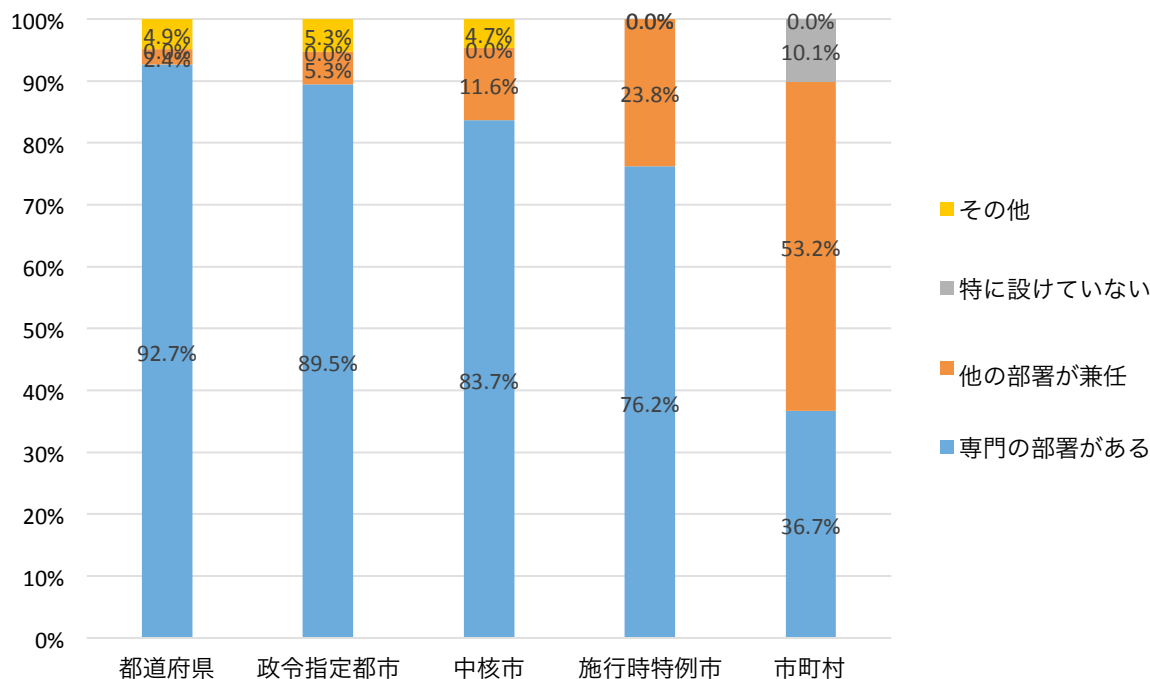


図1 温暖化対策担当部署

2. エネルギー政策担当部署

エネルギー政策の担当部署について、自治体区分ごとに集計した結果を図2に示す。都道府県ではエネルギー政策の専門部署を設けている自治体が7割近く存在した。政令指定都市ではエネルギー政策を専門に設けている自治体の割合が5割以上存在したが、温暖化対策の部署と兼任している自治体も4割以上あった。中核市・施行時特例市・小規模の市町村では温暖化対策と兼任している自治体の割合が多く、いずれも6~7割程度を占めた。また、特に部署を設けていない自治体も政令指定都市を除く各自治体で、一定の割合で見られた。

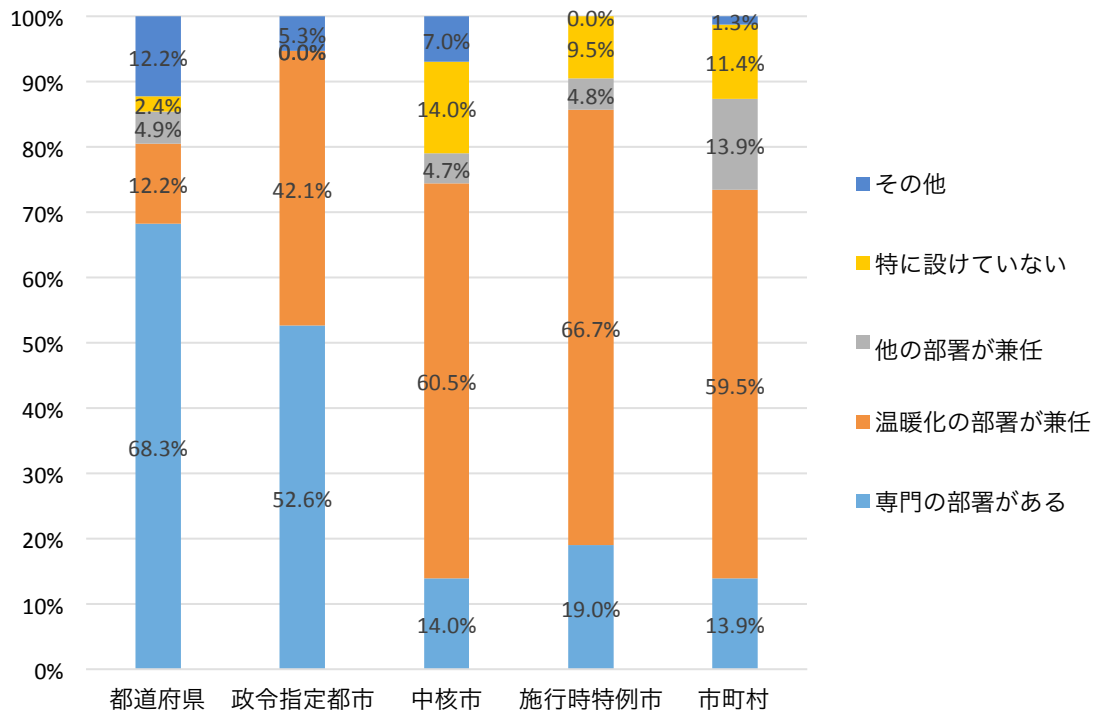


図2 エネルギー政策担当部署

3. 温暖化対策およびエネルギー政策を担当する職員

温暖化対策を主に担当している職員の数について、自治体区分ごとにまとめたものを図3に示す。温暖化対策については、都道府県と政令指定都市で担当人数が10人以上の自治体も多く、20人以上の自治体も見られた。一方で、中核市・施行時特例市では担当人数が10人以上の自治体はごくわずかであり、小規模の市町村では全く存在しなかった。小規模の市町村ではほとんどの自治体で担当人数が5人未満であり、担当者が存在しない自治体も15.2%存在した。

また、エネルギー政策を主に担当している職員の数について、自治体区分ごとにまとめたものを図4に示す。エネルギー政策についてもおおそ温暖化対策と同様な傾向が見られた。中核市・施行時特例市・小規模の市町村では担当者が存在しない自治体も存在した。

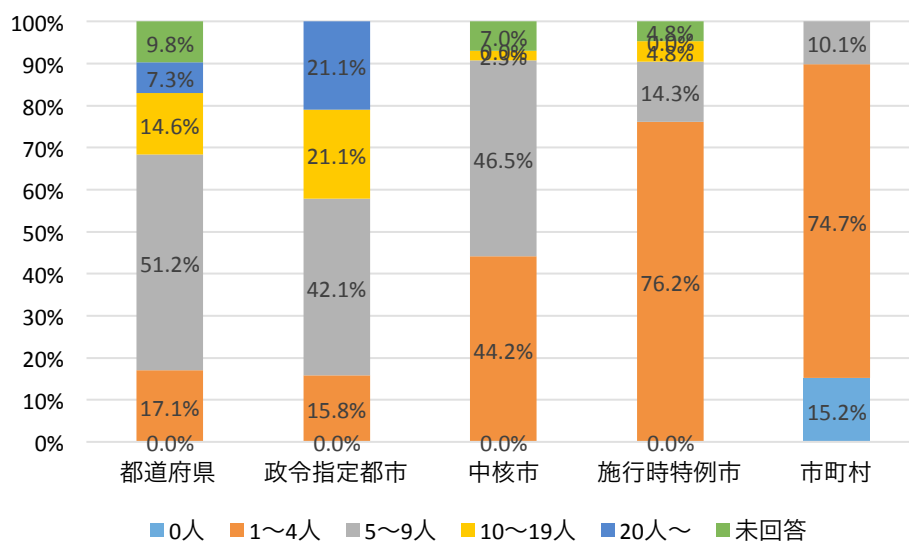


図3 温暖化対策を担当する職員の数

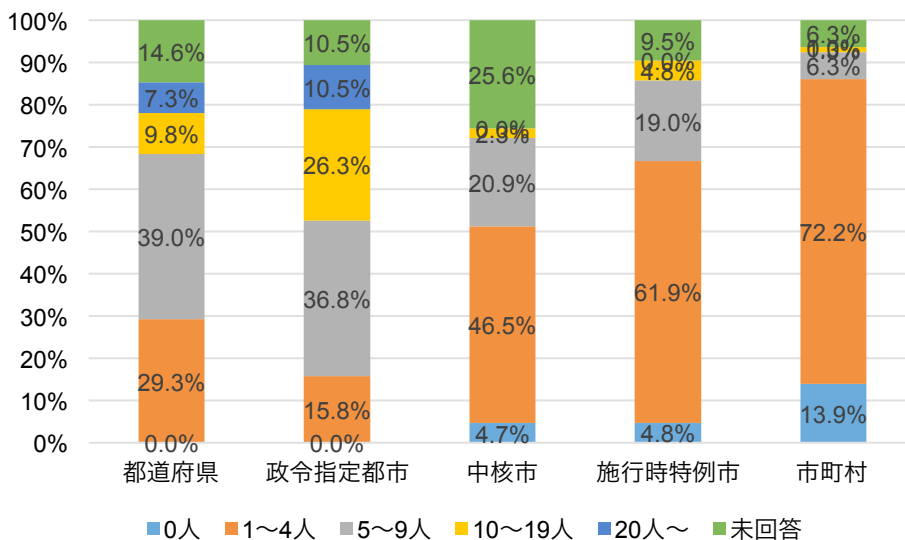


図4 エネルギー政策担当する職員の数

4. 温暖化対策およびエネルギー政策の予算総額

2018年度の温暖化対策の予算総額について、自治体区分ごとにまとめたものを図5に示す。都道府県と政令指定都市で予算総額が1億円以上の自治体が多く、10億円以上の自治体も見られた。一方で、中核市・施行時特例市・小規模の市町村では予算総額が1億円以上の自治体はほとんど存在しなかった。施行時特例市・小規模の市町村では温暖化対策の予算がない自治体も存在した。

また、2018年度のエネルギー政策の予算総額について、自治体区分ごとにまとめたものを図6に示す。エネルギー政策については、都道府県と政令指定都市で予算総額が1億円以上の自治体が多く存在し、10億円以上の自治体も見られた。一方で、施行時特例市・小規模の市町村では予算総額が1億円以上の自治体は存在しなかった。都道府県を除く各自治体ではエネルギー関連施策の予算がない自治体も存在した。

なお、本設問では、温暖化対策とエネルギー政策の予算の区別ができないという回答が多かったため、区別ができないケースは「無回答」に分類した。また、温暖化対策費の一部にエネルギー予算を含むようなケースでは、温暖化対策の金額として集計した。

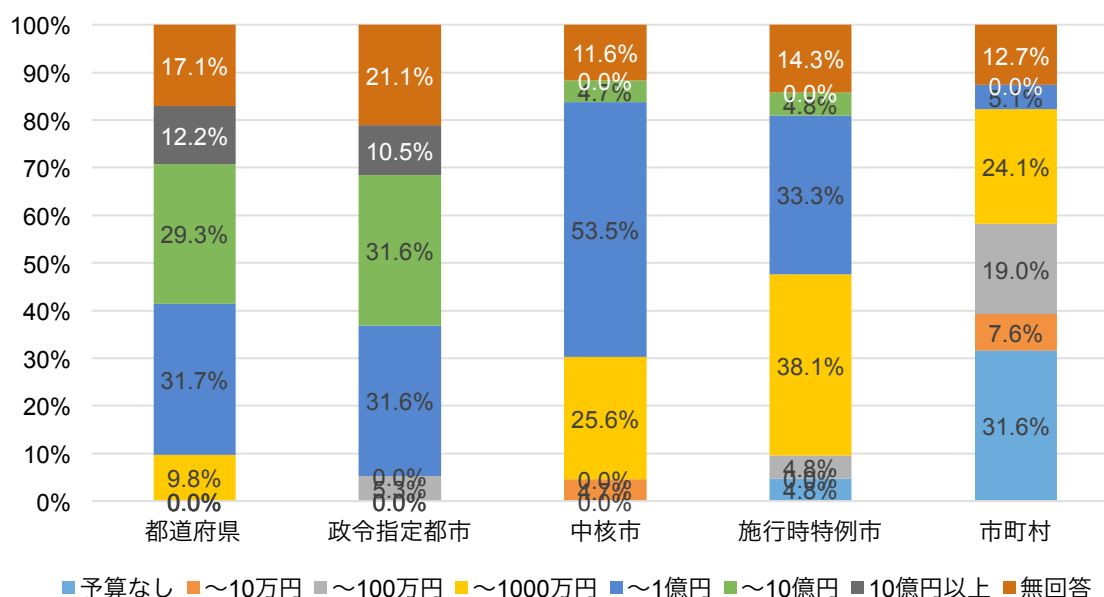


図5 2018年度の予算総額（温暖化対策）

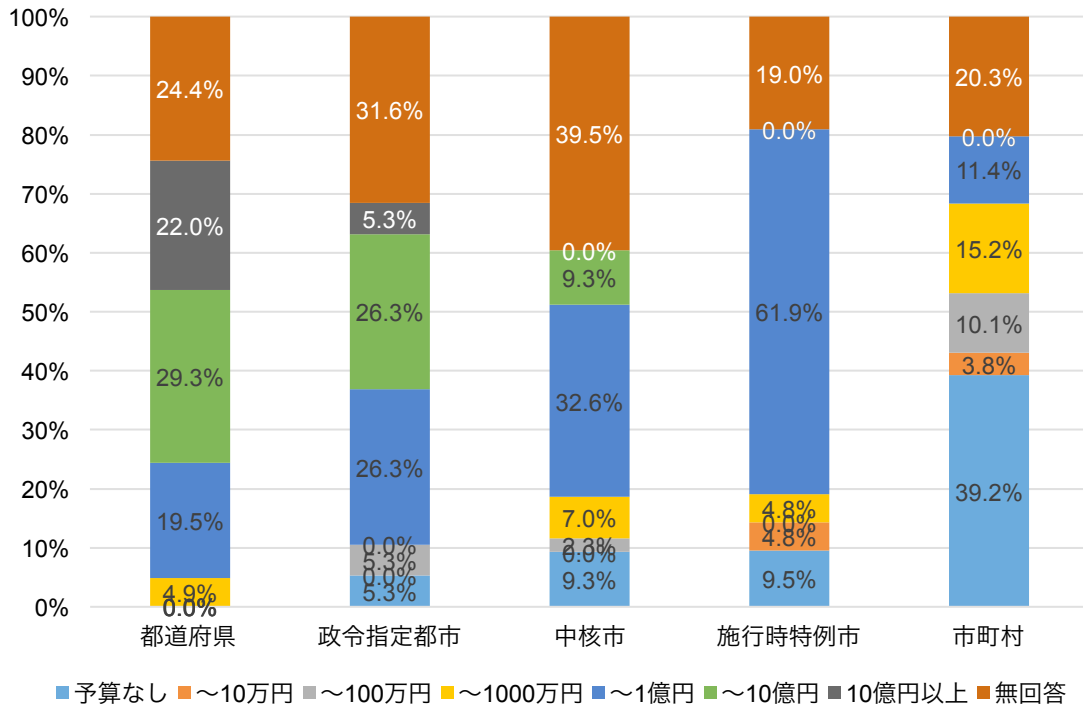


図6 2018年度の予算総額（エネルギー政策）

Ⅲ. 温暖化対策全般について

5. 総合計画への位置づけ

温暖化対策・エネルギー関連施策を各自治体が定める「総合計画」の重要・重点政策のひとつとして位置づけているかどうかについて、自治体ごとの結果を図7に示す。位置づけていると回答した自治体の割合は全体で7割程度を占めた。小規模の市町村では「総合計画」に位置づけていないと答えた自治体も多く、位置づけていると答えた自治体は50.6%に留まった。

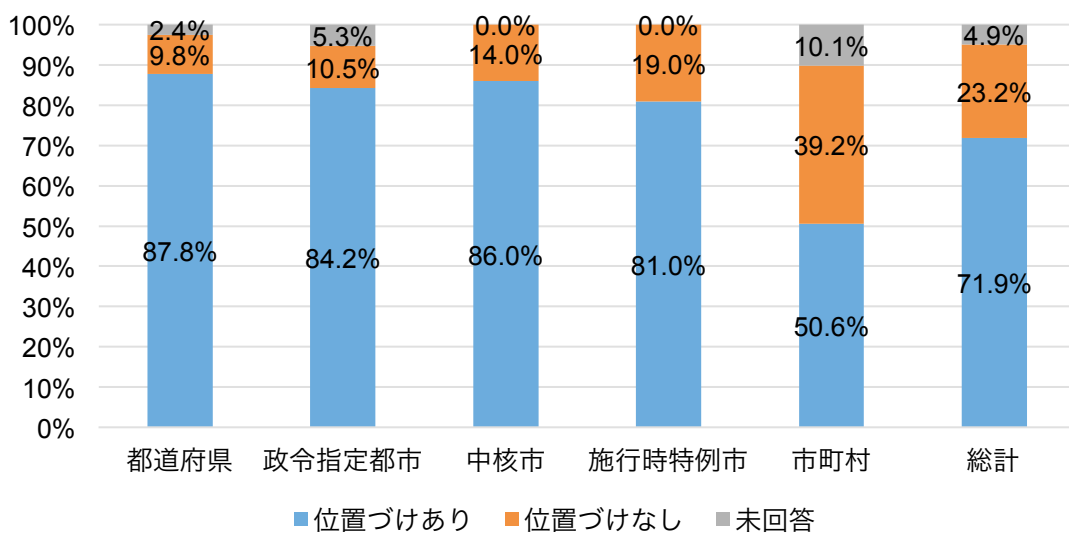


図7 総合計画への位置づけ

6. 温暖化対策・エネルギー政策の策定・改定時期

温暖化対策・エネルギー政策の推進に関する各種計画について、策定・改定を実施した時期、さらには今後策定・改定をする予定がある場合の時期について問うた。各種計画の結果を以下の(1)～(4)に示す。

(1) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

はじめに、全自治体の策定年の結果を図8に示す。策定年では大きく3つの時期に策定が分布している。ひとつは2000～2002年にかけての時期である。1998年に政府の地球温暖化対策推進法が成立し、この中で地方自治体の責務として温暖化対策実行計画の策定・公表が求められるようになった。これを受けて徐々に自治体における地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が進んだと見られる。また、2002年には地球温暖化対策推進法が改正され、さらに地方公共団体をはじめとする地域単位での総合的・計画的な取り組みが求められるようになった。次に、2011～2012年にかけて策定が増加している。特に2011年の策定が多くなっている理由として、原発事故にともなう電力不足への危機感から、自治体内での省エネ・節電を意識して計画の策定が進んだと見られる。さらに、2016年の策定も多くなっているが、これは、2015年にパリ協定が採択され、国際的にも温暖化対策に進展が見られた時期であり、国内でも温暖化に対する関心が高まっていたことが影響を与えたものと推察される。

次に、全自治体の改定年の結果を図9に示す。改定時期について見ると、2014～2018年に集中している。自治体計画の見直しがおよそ3～5年の間隔が行われることが多いことから、2011～2012年に策定した自治体の見直しが進んだことと、やはりパリ協定の採択・発効を受けてさらなる温暖化対策の推進を目的に計画の見直しを行った自治体が多かったことがその要因と推察される。

最後に、今後策定・改定をする予定がある場合の時期について、全自治体の結果を図10に示す。これによると、2018～2021年にかけての時期が目立つ。こちらもパリ協定の採択・発行を受けて策定・改定の気運が高まっていることが要因として考えられる。また、パリ協定のもとで、日本は2020年までに長期の温室効果ガス低排出発展戦略を国連に提出することになっており、その前後で自治体でも日本の発展戦略を反映しての策定・改定が進むものと考えられる。

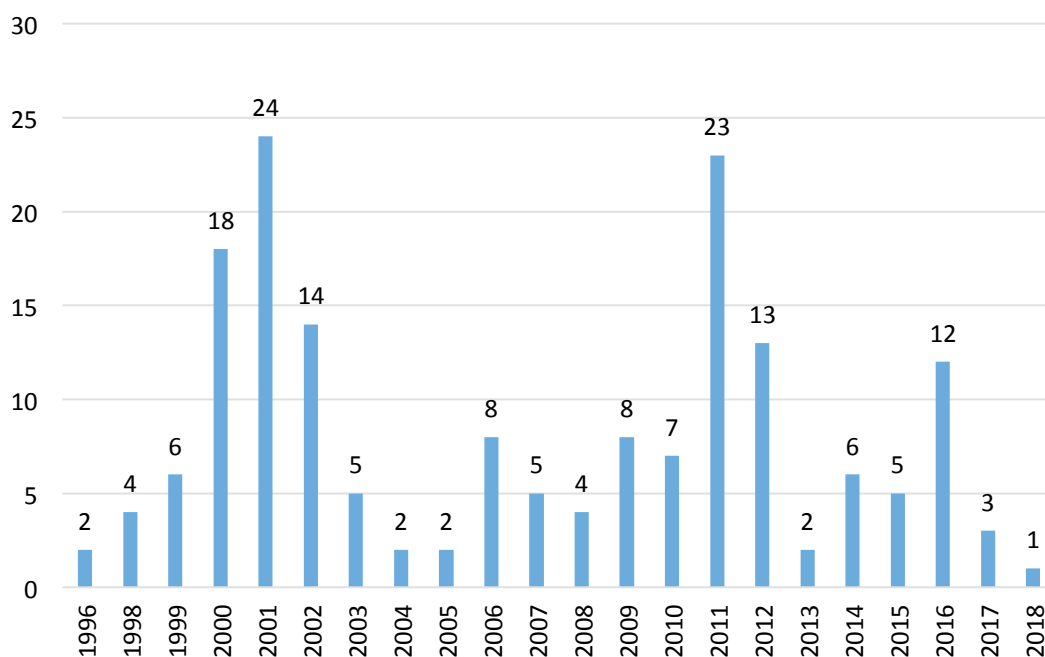


図8 実行計画（事務事業編）策定年

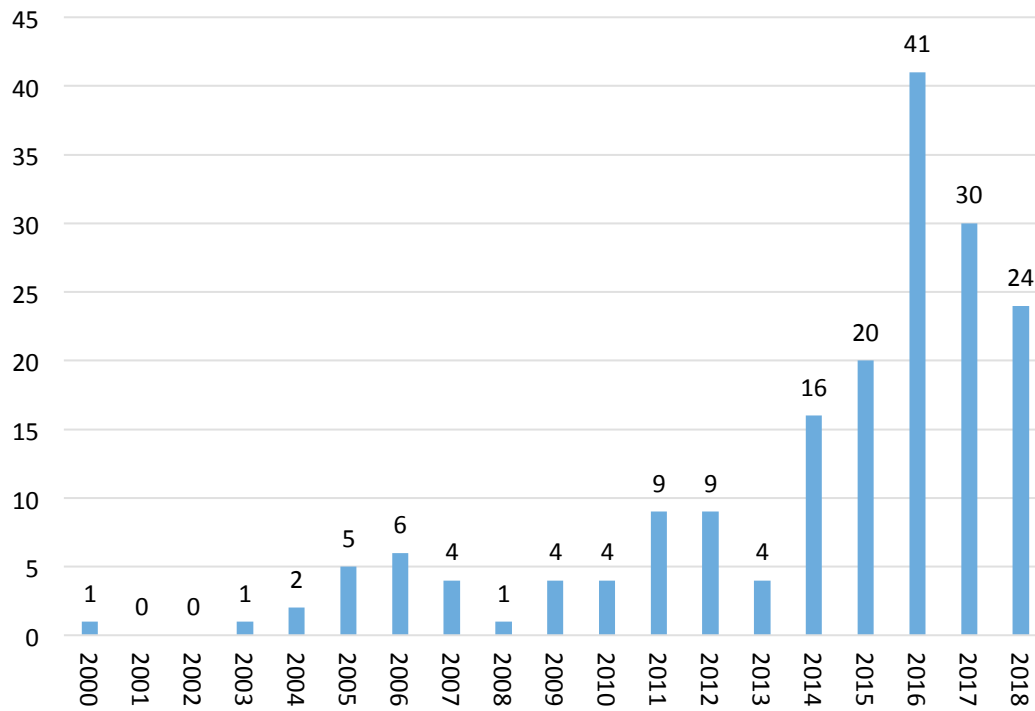


図9 実行計画（事務事業編）改定年

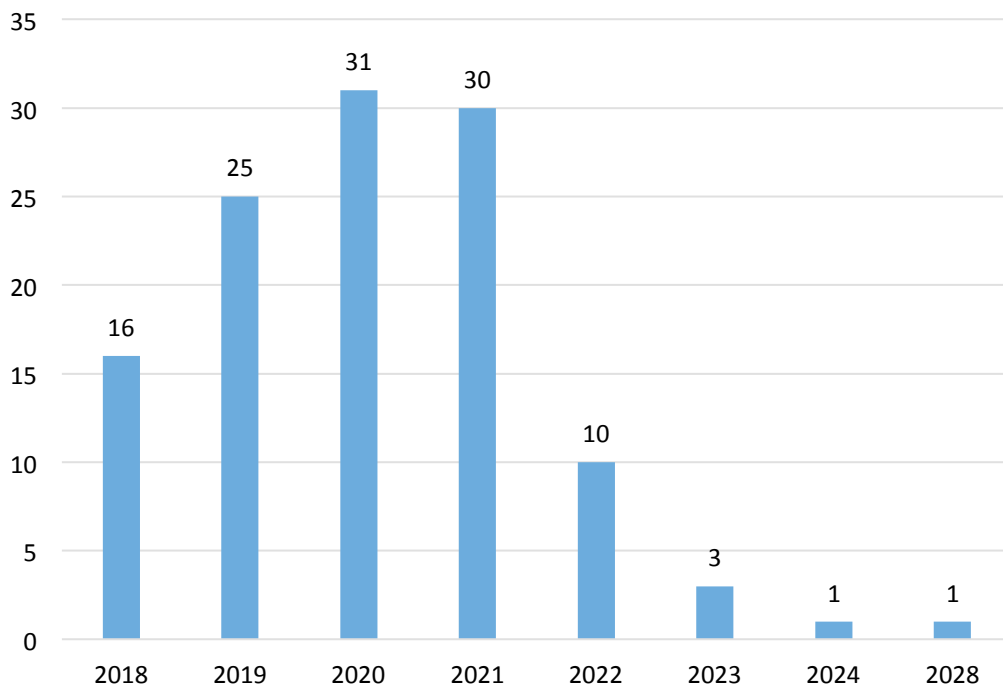


図10 実行計画（事務事業編）策定・改定予定年

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

はじめに、全自治体の策定年の結果を図11に示す。策定年では2009～2012年にかけての策定が目立ち、特に2011年が突出している。これは、2008年に地球温暖化対策推進法が改正され、都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に対して、地方公共団体実行計画を拡充し、区域の自然的社会的条件に応じた施策項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けた（それ以外の市町村に対しては努力義務）ことが要因として考えられる。また、国が2009年に地方公共団体向けの計画策定マニュアルを策定・公表したこと、2010年度に47都道府県において説明会を実施したことなどにより、自治体が区域施策編を策定しやすい環境が整ったことで、その後の策定が増えたものと見られる。

次に、全自治体の改定年の結果を図12に示す。改定年では、2013～2018年にかけての改定が目立っており、特に2016と2017年の改定が多くなっている。これは、2015年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、パリ協定のもとでの約束草案の実現にむけて温暖化対策の一層の基盤強化がされたことが要因として考えられる。また、同時期に併せて地球温暖化対策推進法が改正され、複数の地方公共団体が共同で区域施策編を策定できるようになったことや、2016年に区域施策編の策定・実施のためのマニュアルが策定されたことにより、自治体が区域施策編を策定しやすい環境が整ったことで、その後の改定が増えたものと見られる。

最後に、今後策定・改定をする予定がある場合の時期について、全自治体の結果を図13に示す。これによると、2020～2021年にかけての時期が目立つ。これは、2020年を目標年としている自治体が多いことが一番の理由としてある。その上で、見直しに当たっては自治体の上位計画である環境基本計画や国の目標との整合性をとろうとしている様子がうかがえる。実際に環境基本計画に内包する形で温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定している自治体も増えてきている。

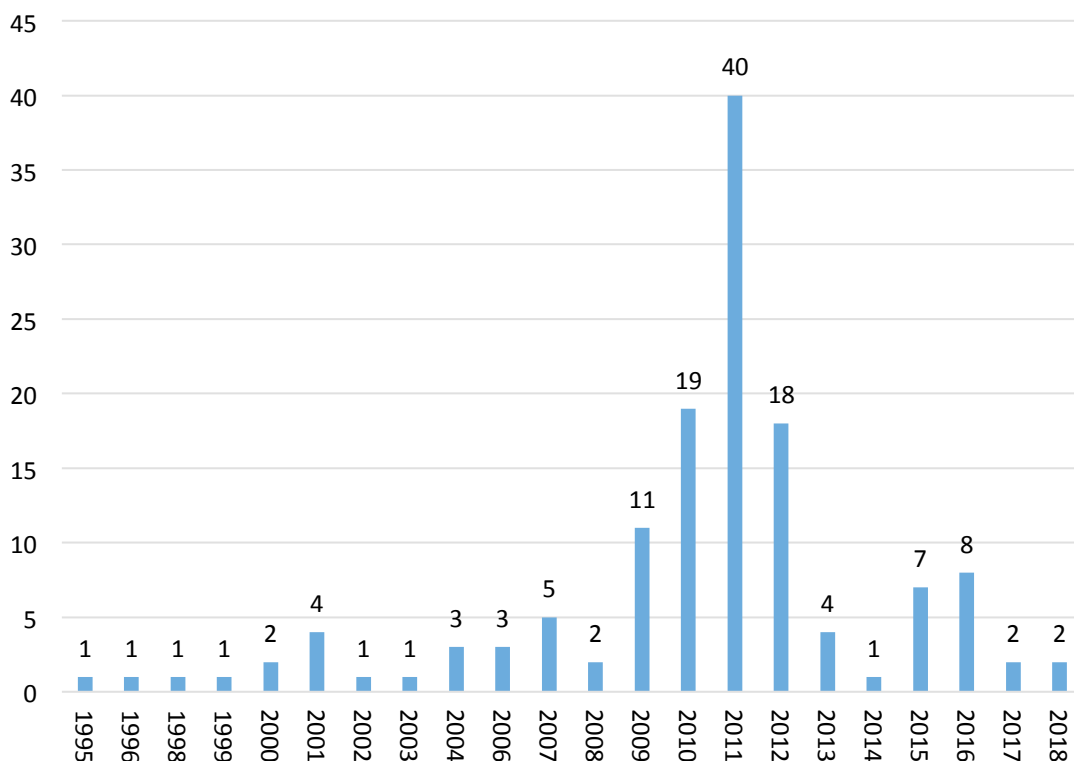


図11 実行計画（区域施策編）策定年

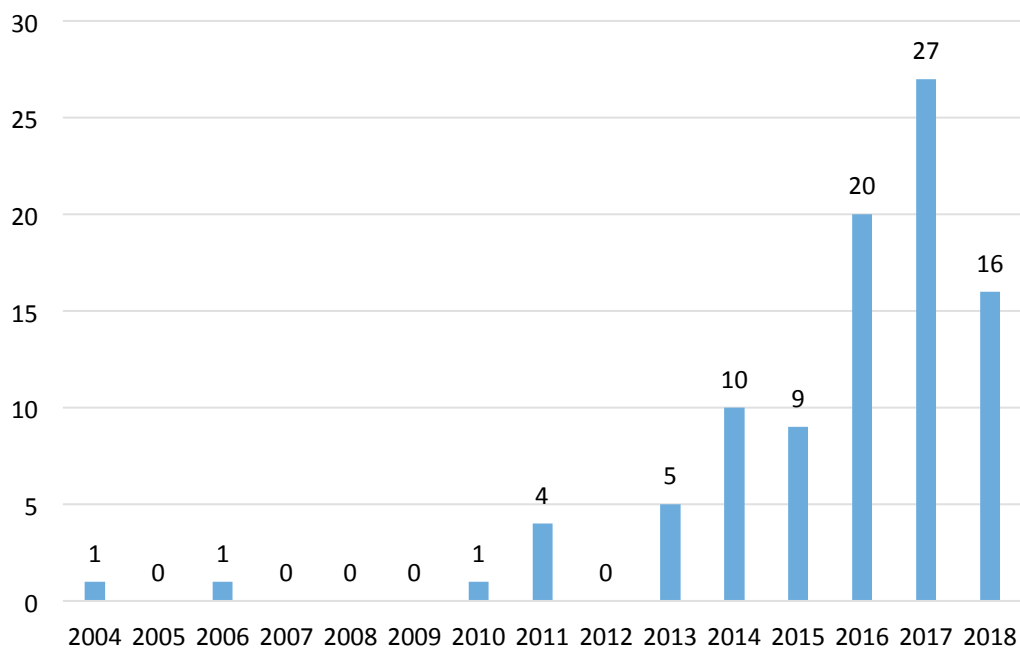


図 12 実行計画（区域施策編）改定年

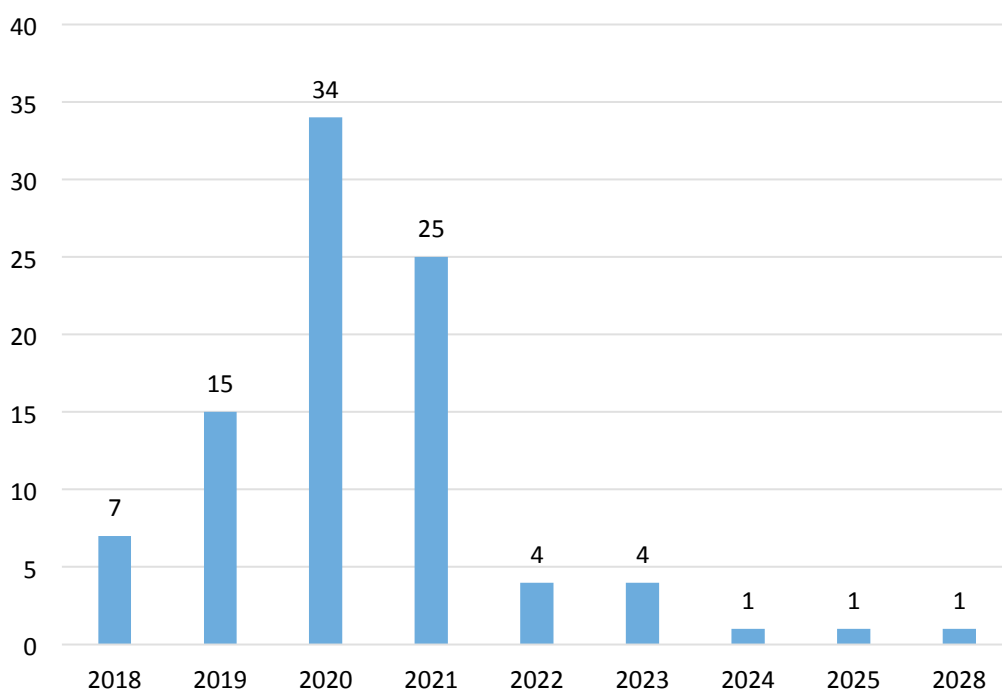


図 13 実行計画（区域施策編）策定・改定予定年

(3) 環境基本計画

はじめに、全自治体の策定年の結果を図14に示す。策定年の時期については、環境基本法が1993年に環境基本法が制定され、各自治体にも「環境基本計画」の策定が求められるようになったことから、翌年の1994年から策定が始まっている。策定年では大きく3つの時期に策定が分布している。ひとつは1996～2000年にかけての時期である。これは、1993年の環境基本法の策定の後、準備期間を経て策定が進んだものと見られる。次に、2007～2011年にかけて策定が増加している。これは、2010年までの目標を掲げていた自治体が新たな目標年を設定し、改定を進めたものと思われる。

次に、全自治体の改定年の結果を図15に示す。改定時期が2016年～2017年に多くなっているのは、2010～2011年にかけて策定した自治体の見直しが進んだことがその要因の一つと推察される。また、2020年を計画のひとつの区切りとしている自治体が多く、その前に改定を実施した自治体が多かったことも要因として考えられる。

最後に、今後策定・改定をする予定がある場合の時期について、全自治体の結果を図16に示す。これによると、2018～2021年が多くなっている。これは、改定年と同様、2020年より前に改定を予定している自治体が多いことと、2016年頃に策定・改定した自治体の見直しがこの時期に予定されていることが要因として考えられる。

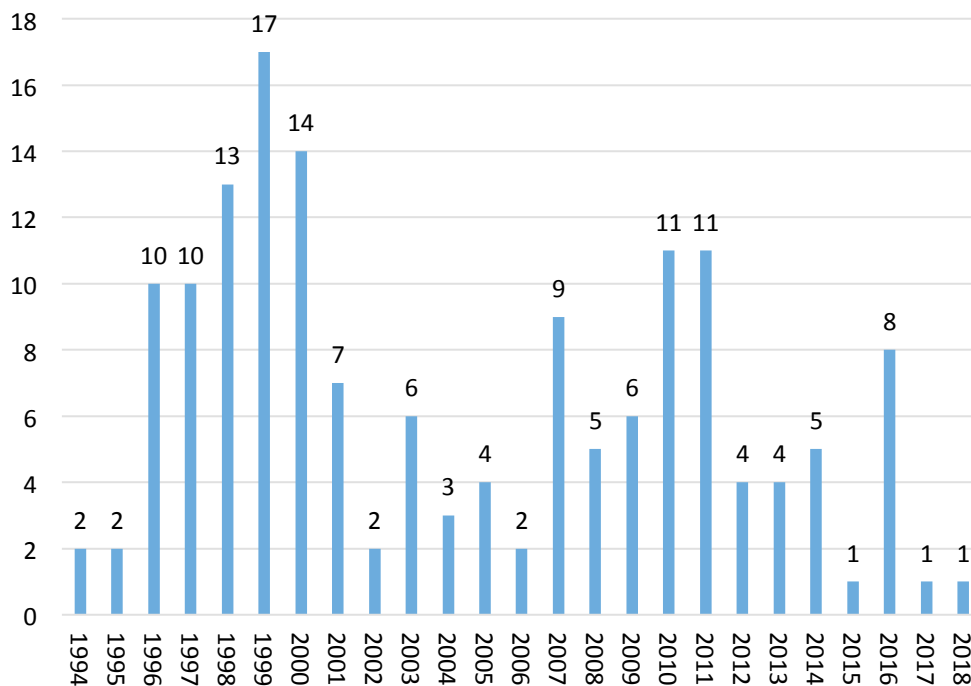


図14 環境基本計画 策定年

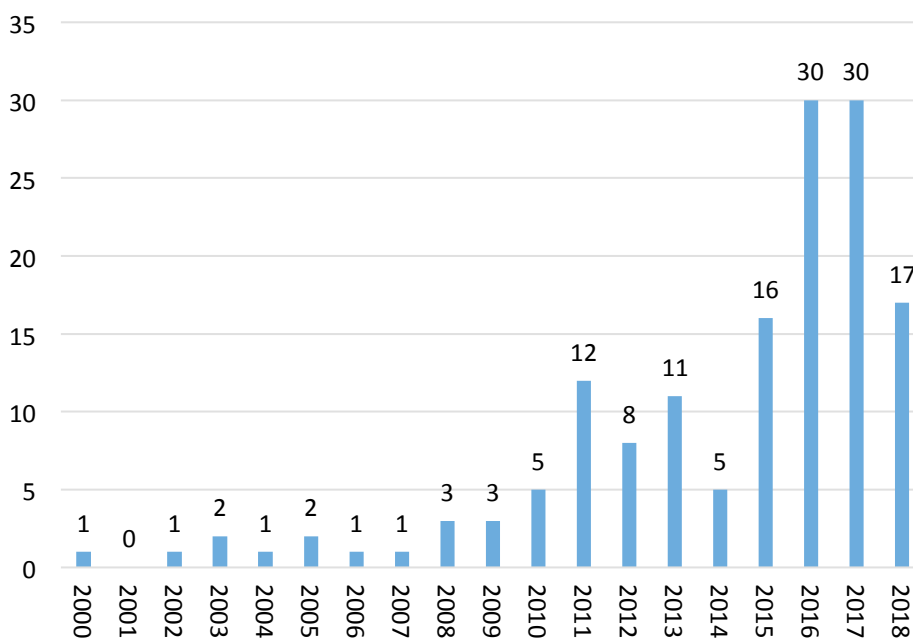


図15 環境基本計画 改定年

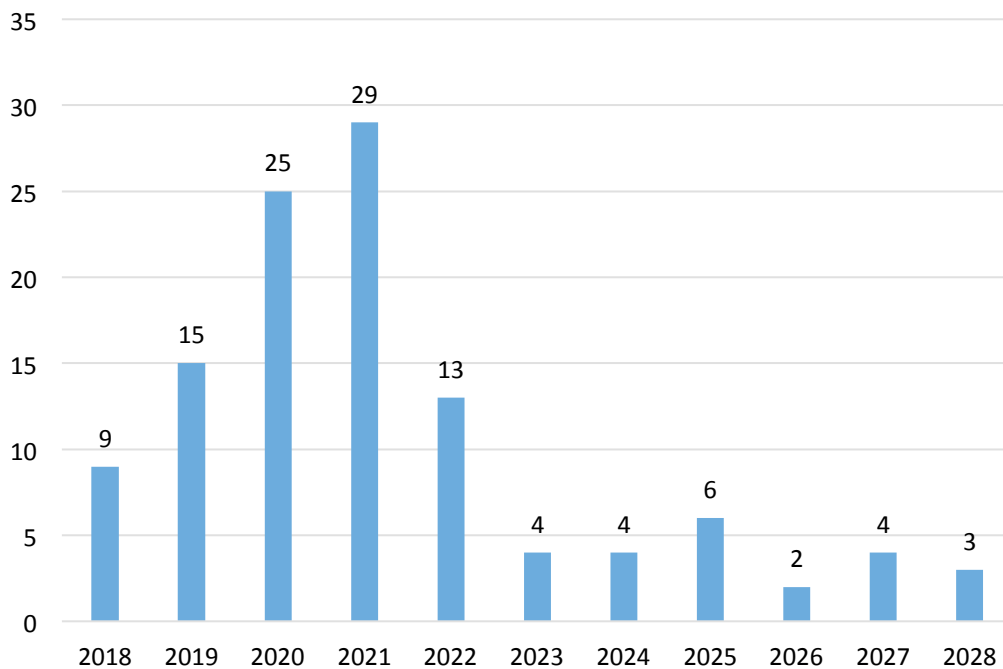


図16 環境基本計画 策定・改定予定年

(4) 地域気候変動適応計画

全自治体の結果を図に示す。気候変動適応法は2018年に公布され、既に顕在化している気候変動の被害への適応を総合的に推進するための法律として制定された。国で農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画の策定を求める他、都道府県および市町村に対しても地域気候変動適応計画の策定について努力義務を課している。公布されてから日が浅いこともあり、既に地域気候変動適応計画を策定している自治体は少なく、203自治体中25件に留まった。2015年に採択されたパリ協定では、適応に関して、長期目標の設定や各国の適応計画プロセス・行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新などを規定している。この規定を受け、2016～2018年にかけて先進的な自治体が国の適応計画の策定に先駆けて地域適応計画を策定したものと推察される。また、設問「V-4」での結果にも表れているが、既に気候変動の被害を実感している自治体も多い。それらの自治体が被害軽減のための対策強化の一環として地域適応計画を策定したことも予想される。

改定については、策定している自治体の総数が少ないことから、改定を既に実施している自治体はわずか5件に留まった。一方で、今後策定・改定する予定のある自治体は24件となった。将来的な気候変動被害の拡大を懸念し、被害軽減のための対策強化に取り組もうとする自治体が少なくないものと推察される。

また、適応計画は、個別に策定するよりも実行計画（区域施策編）の中に入れて策定している自治体が多い。したがって、改定予定の自治体は実行計画（区域施策編）の見直しの際に合わせて行われることが考えられる。

次に、自治体区分ごとの結果を表2に示す。都道府県と政令指定都市で「策定している」あるいは「改定を予定している」と回答した割合が高い傾向が見られ、比較的適応策に積極的に取り組んでいる姿勢が見られた。

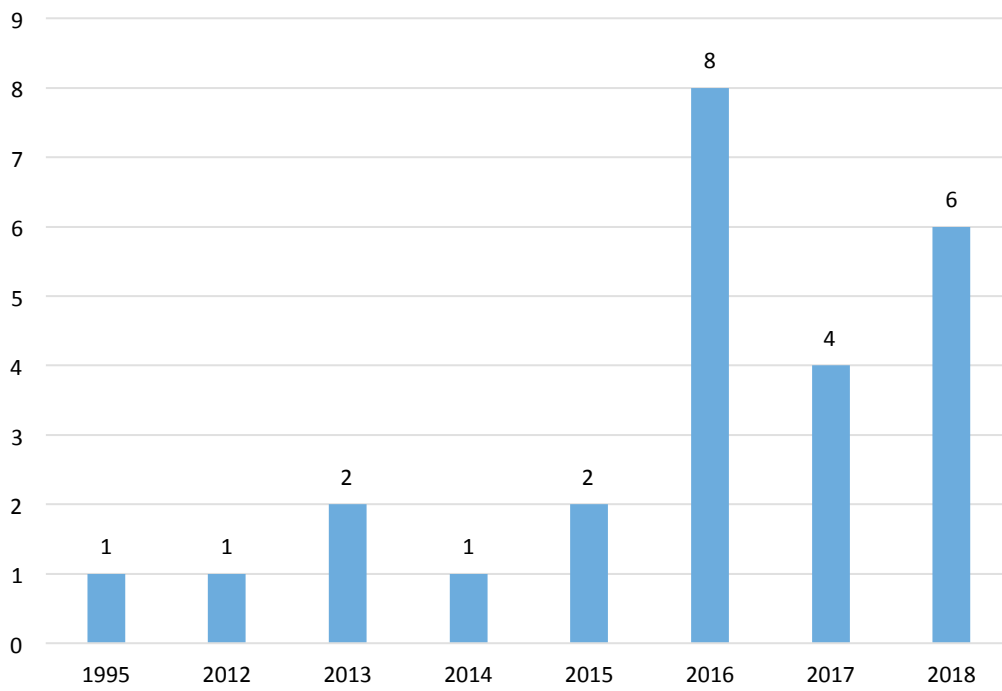


図17 地域気候変動適応計画 策定年

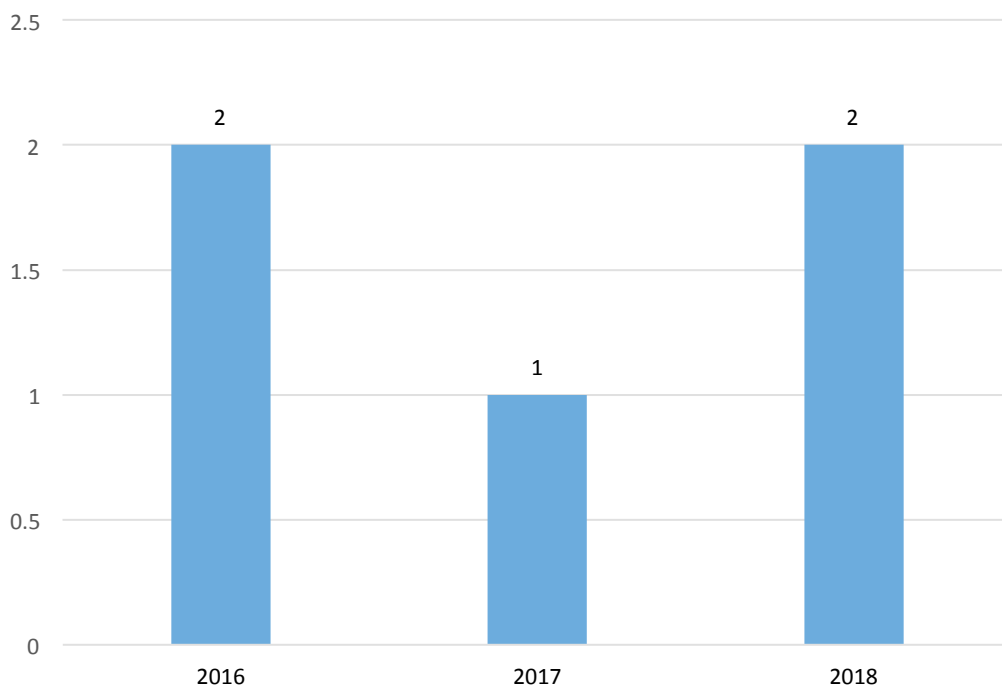


図18 地域気候変動適応計画 改定年

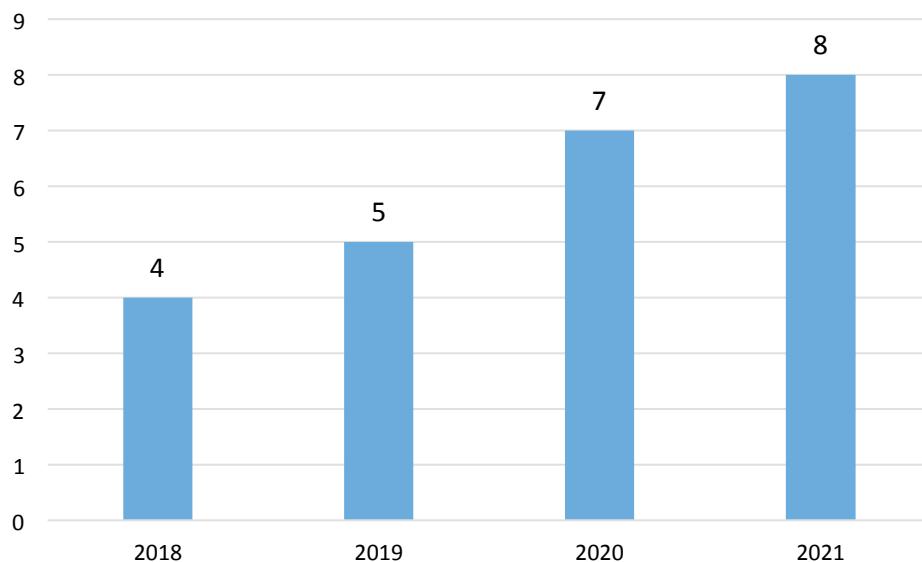


図19 地域気候変動適応計画 策定・改定予定年

表2 地域気候変動適応計画 自治体区分ごとの結果

		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	市町村	総計
策定している	度数	16	7	1	1	0	25
	自治体区分の割合	39.0%	36.8%	2.3%	4.8%	0.0%	12.3%
改定している	度数	2	2	1	0	0	5
	自治体区分の割合	4.9%	10.5%	2.3%	0.0%	0.0%	2.5%
改定を予定している	度数	12	5	3	3	1	24
	自治体区分の割合	29.3%	26.3%	7.0%	14.3%	1.3%	11.8%

7. 温室効果ガス排出量削減に関する中期目標の策定

温室効果ガス排出量削減に関する中期目標（2030年）の策定状況について、自治体区分ごとにまとめたものを図20に示す。都道府県を除く各市町村では、自治体の規模が小さくなるにつれて中期目標を策定している自治体の割合が低くなる傾向が見られた。都道府県では、中期目標を策定している割合は65.9%に留まり、政令指定都市・中核市を下回った。策定している、策定中・予定している、を合わせると、都道府県、政令市、中核市、特例市では90%を超える。一方で小規模な市町村では、策定している、策定中・予定している自治体の割合は5割以下とどまり、策定の予定がない自治体も5割近くを占めた。

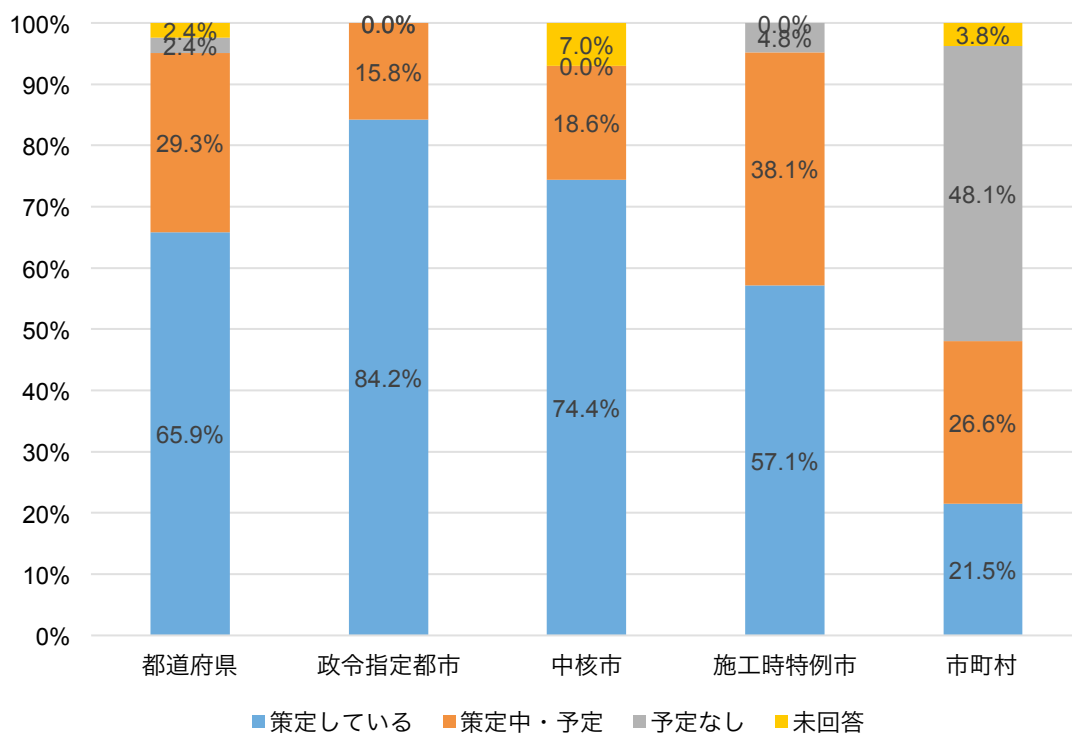


図20 温室効果ガス排出量削減に関する中期目標の策定状況

また、中期目標を策定している自治体の具体的な削減目標の一例を表3に示す。今回の調査で最も高い中期の目標としては、つくば市の「市域の総排出量を2006年比で2030年までに市民1人当たり50%削減する」であったが、基準年や条件が各自治体で異なるため、単純比較はできないことに留意する必要がある。つくば市は環境モデル都市に選ばれているため、意識的に高い目標を設定しているものと推察される。

表3 各自治体の具体的な中期目標（一例）

自治体名	基準年	目標年	数値目標
つくば市	2006	2030	市民1人当たり50%削減
新潟市	2005	2030	40%削減
長岡京市	1990	2030	40%削減
長崎市	2007	2030	43%削減
熊本市	2007	2030	43%削減
大分県	2013	2030	業務部門▲40% 家庭部門▲39% 運輸部門▲28%
京都府	1990	2030	40%削減
徳島県	2013	2030	40%削減
八幡市	2013	2030	40%削減

また、中期目標を策定するにあたって参照した情報について、全自治体の結果を図21に示す。ここでは全自治体数に対するそれぞれの情報を参照した度数合計の割合を表している。地球温暖化対策推進法の成立・改正やパリ協定の採択・発効、IPCCの評価報告書の公表などが多かった。国内の政策だけでなく、国際的な動向や科学的な調査結果にも注目した上で目標を定めている傾向が明らかになった。一方で市民からの要請を参照した自治体はわずか3.0%に留まった。

また、自治体区分ごとの調査結果として、各自治体の総数に対するそれぞれの情報を参照した度数合計の割合を図22に示す。政令指定都市や都道府県で国内・国外の動向を含めて参照したケースの割合が多いことがわかった。

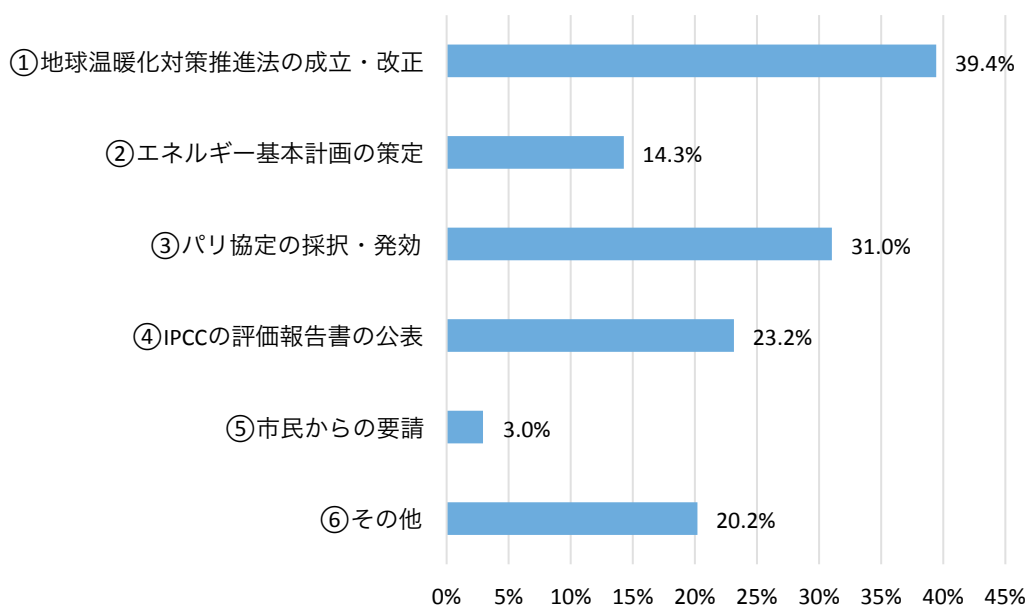


図21 中期目標を設定する際に参照した情報（全自治体）

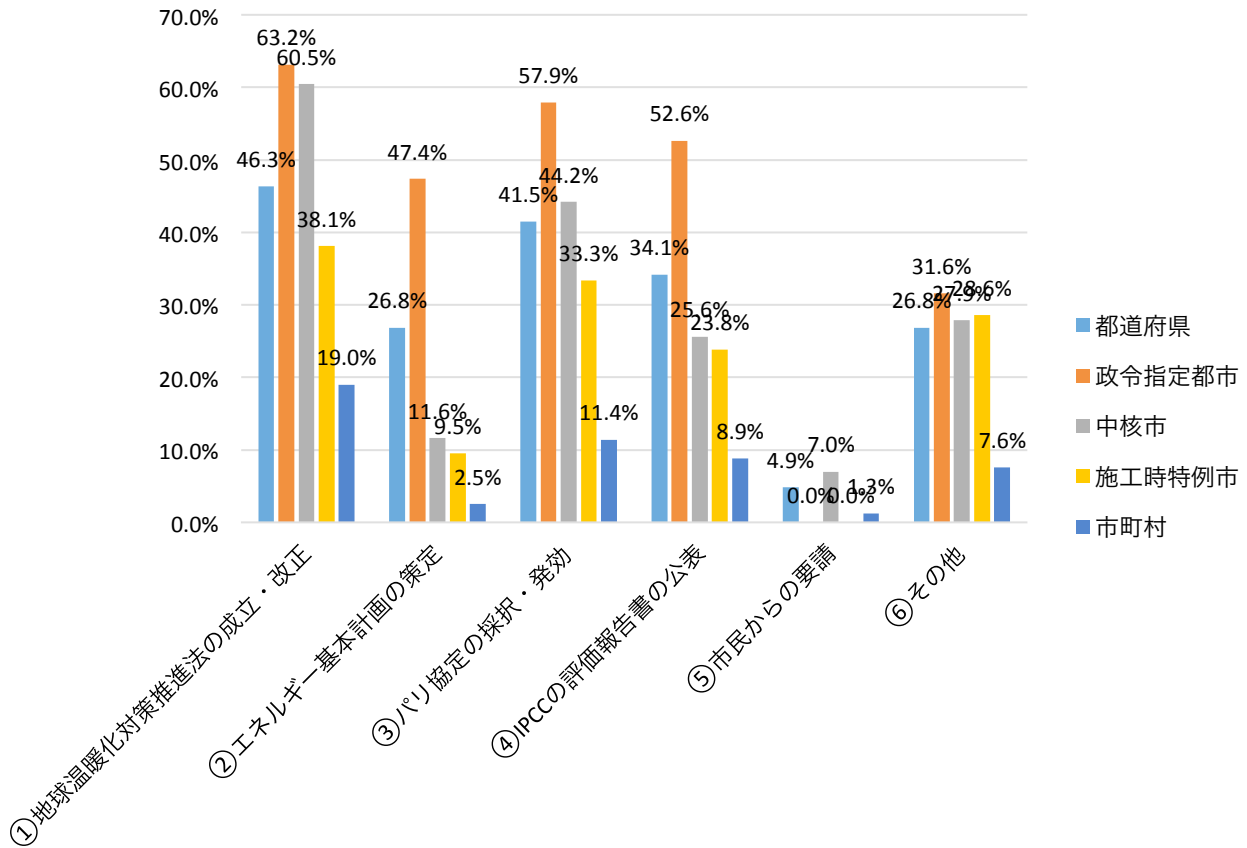


図22 中期目標を設定する際に参照した情報（自治体区分別）

8. 温室効果ガス排出量削減に関する長期目標の策定

温室効果ガス排出量削減に関する長期目標（2050年）の策定状況について、自治体区分ごとにまとめたものを図23に示す。都道府県を除く各市町村では、自治体の規模が小さくなるにつれて長期目標を策定している自治体の割合が低くなる傾向が見られた。政令指定都市では既に策定している自治体が8割程度であった。小規模の市町村では策定の予定がない自治体も75.9%あった。都道府県では、中期目標を策定している割合は22.0%に留まり、政令指定都市や中核市、施行時特例市を下回った。

また、図20で示した中期目標の策定状況と比較しても、全体的に長期目標を既に策定している自治体は少なく、策定の予定がない自治体も多かった。これは、国の中期目標が2015年7月に国連に「国別目標案（約束草案）」として提出済みであるのに対し、長期目標は2月26日時点で未提出であることが関係していると思われる。

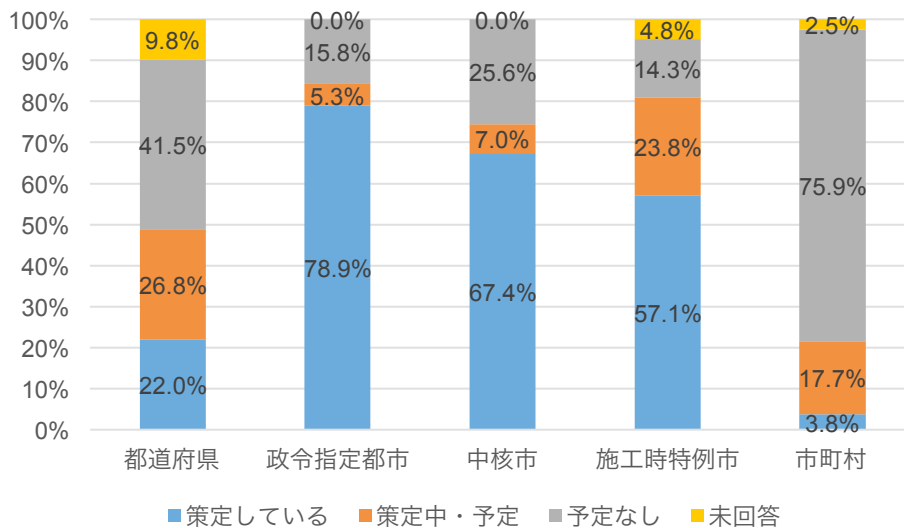


図23 温室効果ガス排出量削減に関する長期目標の策定状況

また、長期目標を策定している自治体の具体的な削減目標の一例を表4に示す。山梨県では「2050年にCO₂排出量をゼロにする（森林整備による吸収を含む）」を目標としており、今回の調査では最も野心的な目標となった。また、国の長期目標が「2050年までに80%削減（基準年なし）」であることから、同等の目標を掲げている自治体が多かった。

表4 具体的な削減目標（長期目標）

自治体名	基準年	目標年	数値目標
尼崎市	1990	2050	80%以上削減
長野県、名古屋市、沼津市、大阪市、横須賀市、函館市、 下関市、八尾市、神戸市、札幌市、京都府	1990	2050	80%削減
京都市	1990	-	80%以上削減
大阪府	1990	-	80%削減
沖縄県	2000	2050	80%削減
静岡県、松江市、新潟市、広島市	2005	2050	80%削減
長岡市	2007	2050	84.4%削減
松本市	2007	2050	80%以上削減
長崎市、熊本市、福山市	2007	2050	80%削減
所沢市	2007	2050	80%削減 (排出係数固定)
甲府市	2008	2050	80%削減
さいたま市、長野県	2009	2050	80%削減
鳥取市	2010	2050	80%削減
山梨県	2013	2050	排出量ゼロ
山形市	2013	2050	1人当たり80%削減
横浜市	2013	2050	80%以上削減
山形県、奈良市、岡崎市、佐世保市、春日部市、静岡市、岐阜市、 盛岡市、川口市、浜松市、金沢市、枚方市、千葉市	2013	2050	80%削減
鹿児島県	現状	2050	80%削減
神奈川県、いわき市、厚木市、堺市	-	2050	80%削減

また、長期目標を策定するにあたって参照した情報について、全自治体の結果を図24に示す。ここでは全自治体数に対するそれぞれの情報を参照した度数合計の割合を表している。中期目標の場合と同様、地球温暖化対策推進法の成立・改正やパリ協定の採択・発効、IPCCの評価報告書の公表など、国内外の動向を参考にした自治体が多い一方で、市民からの要請を参考にした自治体はわずか1.5%に留まった。

また、自治体区分ごとの調査結果として、各自治体の総数に対するそれぞれの情報を参照した度数合計の割合を図25に示す。都道府県では長期目標の策定自体が少ないため、参照した情報も少なくなっている。

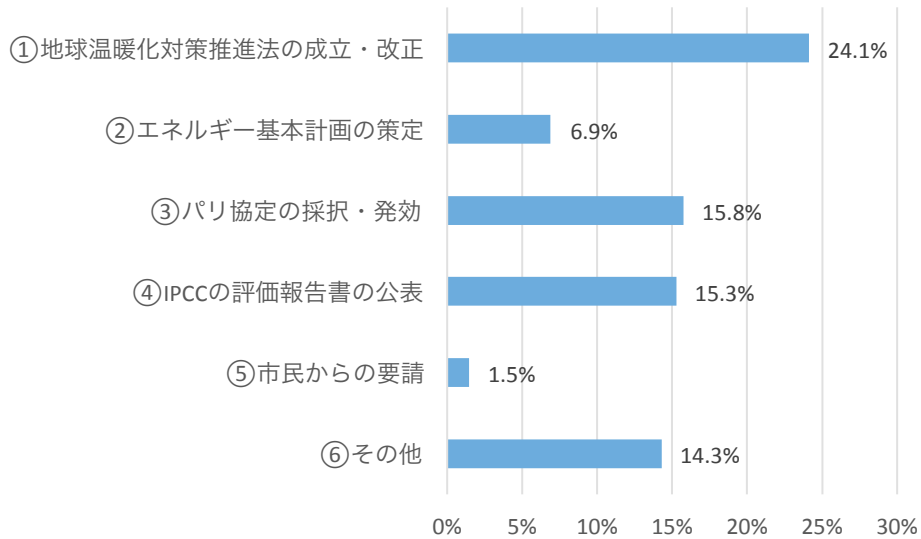


図24 長期目標を設定する際に参照した情報（全自治体）

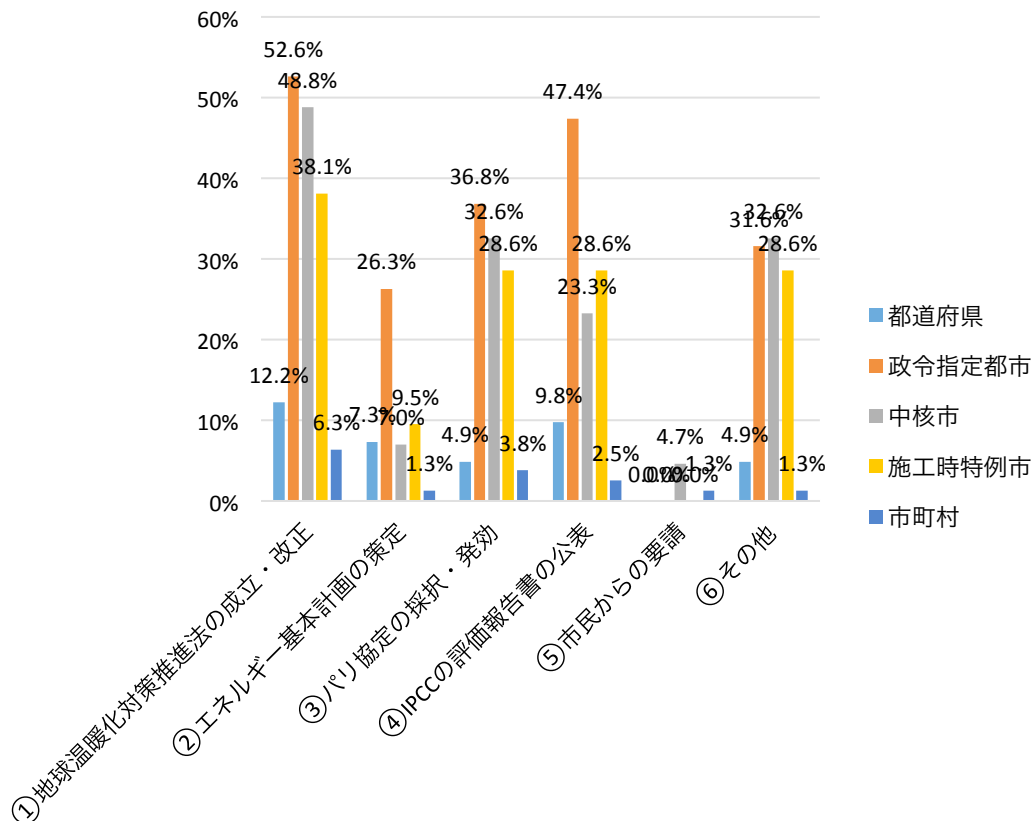


図25 長期目標を設定する際に参照した情報（自治体区分別）

9. 再生可能エネルギーの導入について

将来の再生可能エネルギーの導入目標について、都道府県の集計結果を表5に、市町村の集計結果を表6に示す。設置件数や設備容量など、自治体ごとに様々な目標基準があり、優劣の比較は難しいが、比較的野心的な目標を掲げている自治体を抜粋して掲載した。

都道府県では多くの自治体で再生可能エネルギー導入の目標を掲げていた。自治体ごとに目標基準が異なっていたため、目標基準別に「a) エネルギー自給率」「b) エネルギー消費量」「c) 発電容量/熱利用量」の3つのカテゴリに分類した。しかし、同じカテゴリ内でも目標年度などが違っており、単純に比較することは難しい。高知県では2025年度における再生可能エネルギー電力自給率を85.1%に設定しており、同様の目標を掲げる自治体の中で最も野心的な数字となった。長野県はCAN-Japanが運営する「自然エネルギー100%プラットフォーム」において宣言団体として登録されているが、エネルギー自給率（エネルギー消費量）の目標は「2050年度：38.5%」に留まっており、自然エネルギー100%にむけた目標設定が今回の調査からは見られなかった。神奈川県や大阪府では再生可能エネルギーだけではなく、ガスコージェネレーションや燃料電池などを含めた分散型電源というカテゴリで目標を設定していた。また、鹿児島県や北海道など、発電と熱利用の目標をそれぞれ掲げているケースも見られた。

都道府県を除く市町村では、特に小規模な自治体で再生可能エネルギー導入の目標を掲げていない自治体も多かった。目標を掲げている自治体では、都道府県の場合と異なり「太陽光発電」など特定の発電設備に関して目標を設定している自治体が目立った。したがって、都道府県でのカテゴリに「d) 太陽光発電の導入件数など」を加えた4つのカテゴリに分類した。宝塚市は「自然エネルギー100%プラットフォーム」の宣言団体として登録されており、2050年までに電力・熱利用ともに再生可能エネルギーを100%活用することを目標として掲げている。太陽光発電に関する目標が目立つ中、いわき市では木質バイオマスの熱利用を目標に掲げており、地域の特性に合ったエネルギー源を活用しようとする姿勢がみられた。

表 5 将来の再生可能エネルギーの導入目標（都道府県）

a) エネルギー自給率

自治体名	数値目標
高知県	①再生可能エネルギー電力自給率 2025年度：85.1%、2020年度：76.3%、（2014年度：66.5%） ②新エネルギー発電設備容量の合計（エネルギー自給率の根拠として） 2025年度：94.4万kW、2020年度：60.9万kW、（2014年度：27.2万kW）
新潟県	県内需要電力量に対する再生可能エネルギー発電量の割合 2024年：52%（2016年度：41.8%）
神奈川県	県内の年間電力消費量に対する分散型電源（再生可能エネルギー、ガスコージェネレーション、燃料電池等）による発電量の割合 2030年度：45%、2020年度：25%
長野県	エネルギー自給率（エネルギー消費量） 2050年度：38.5%、2030年度：21.7%、2020年度：12.9%、
徳島県	自然エネルギーによる電力自給率 2030年度：37%、2020年度：25%
東京都	再生可能エネルギーによる電力利用割合 2030年：30%程度、2024年：20%程度

b) エネルギー消費量

自治体名	数値目標
静岡県	①新エネルギー導入量 2020年：169億kWh、（2014年：86億kWh） ※1kL（原油換算）=38.8GJとして計算 ②地産エネルギー導入率 2020年度：22%（2015年度：14%）
広島県	2020年：83.4億kWh ※1kL（重油換算）=39.1GJとして計算
兵庫県	再生可能エネルギーによる発電量 2030年度：70億kWh 2020年度：50億kWh、
宮城県	2020年：57.3億kWh

c) 発電容量/熱利用量

自治体名	数値目標
鹿児島県	①発電 2022年：391.7万kW（2016年：202.6万kW） ②熱利用 2022年：212,300kL（2016年：151,842kL）
千葉県	①発電設備導入量 2018年度：300万kW（2013年度：61.6万kW） ②再生可能エネルギー導入量 2018年度：44.4億kWh（2013年度：14.1億kWh）
北海道	①発電（設備容量）2020年：282.0万kW、 ②熱利用（熱量）2020年：20,133TJ
福岡県	2021年：230万kW（2015年度：173万kW）
秋田県	2025年：162.1万kW ※エネルギー種類別の目標あり
栃木県	再生可能エネルギー設備導入容量 2030年：160万kW
大阪府	2020年度（2012年度比） ①太陽光発電+90万kW ②分散型電源（コージェネレーション等）+30万kW ③廃棄物発電等+5万kW

表 6 将来の再生可能エネルギーの導入目標（市町村）

a) エネルギー自給率

自治体名	自治体区分	数値目標
宝塚市	施行時特例市	2050年 ①家庭用電力再エネ自給率 50%、熱利用自給率 50% ②家庭・業務・産業用の電力再エネ活用率 100%、熱利用再エネ活用率 100%
長野市	中核市	再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量） 2021年：60%
小田原市	施行時特例市	2050年：市内の再生可能エネルギーの導入を、市内エネルギー消費量の50%とする。

b) 発電容量/熱利用量

自治体名	自治体区分	数値目標
大阪市	政令指定都市	2020年 ①太陽光発電の増加・エネ機器、設備の導入促進：90万kW（住宅用：62万kW、非住宅用：28万kW） ②省エネルギー社会の構築・電力需要削減：5万kW ③分散型電源等（コージェネレーション等）の導入：35万kW
横浜市	政令指定都市	市域全体の再生可能エネルギー設備容量 2030年：59万kW
名古屋市	政令指定都市	太陽光発電設備の導入容量 2030年：37万kW
松山市	中核市	市内の住宅・オフィス等に太陽光発電 2020年：15.1万kWを導入
久留米市	中核市	2025年：11.2万kW（2016年度：8.9万kW）
枚方市	中核市	2022年 ①市内におけるFITに認定された太陽光発電の導入容量：5万kW ②公共建築物における太陽光発電量：0.125万kW
いわき市	中核市	2020年 ①太陽光発電導入量 2.8万kW ②木質バイオマス熱利用導入量 11,570GJ

c) エネルギー消費量

自治体名	自治体区分	数値目標
札幌市	政令指定都市	2030年：11.1億kWh、2022年：6.0億kWh
浜松市	政令指定都市	再生可能エネルギー 2030年：7.95億kWh ※エネルギー種類別の目標あり
京都市	政令指定都市	再生可能エネルギー導入量 2020年：2010年度比3倍以上（2010年度：1.5億kWh）。
山形市	施行時特例市	2020年：1.02億kWh（2015年：0.69億kWh）

d) 太陽光発電の導入件数など

自治体名	自治体区分	数値目標
春日部市	施行時特例市	2027年 ①住宅用太陽光発電設備導入件数：60,000件 ②市域全体の太陽光発電設備導入容量：4万kW ③公共施設の再生可能エネルギー導入容量：0.25万kW
岡山市	政令指定都市	2025年：太陽光発電システム設置件数 45,000件
福山市	中核市	住宅向け太陽光発電導入基数 2020年：28,000基（2007年度：1,235基）
東近江市	市町村	太陽光発電設備の導入件数 2021年：7900件

10. 温暖化対策によって得られた副次的効果

温暖化対策の実施に伴う温室効果ガスの削減以外の副次的効果についてまとめたものを図 26 に示す。ここでは全自治体数に対する各副次的効果の度数合計の割合を表している。結果は、「地域・市民活動組織の活動が活発化した（39.4%）」「地域・市民活動組織間の協力関係・ネットワークが強化された（34.5%）」という回答が多くなった。自治体が地域・市民活動組織とともに温暖化対策を進めてきたケースが多いことが推測される。一方で、「雇用の増加」「事業者の売上増加」「コミュニティビジネスの活性化」など、経済的な効果を実感している自治体は少ないことがわかった。今後、温暖化対策を経済効果、雇用増加、地域の活性化につなげていく方向が模索されるべきある。なお、本設問では自治体区分による結果の違いは大きく表れなかった。

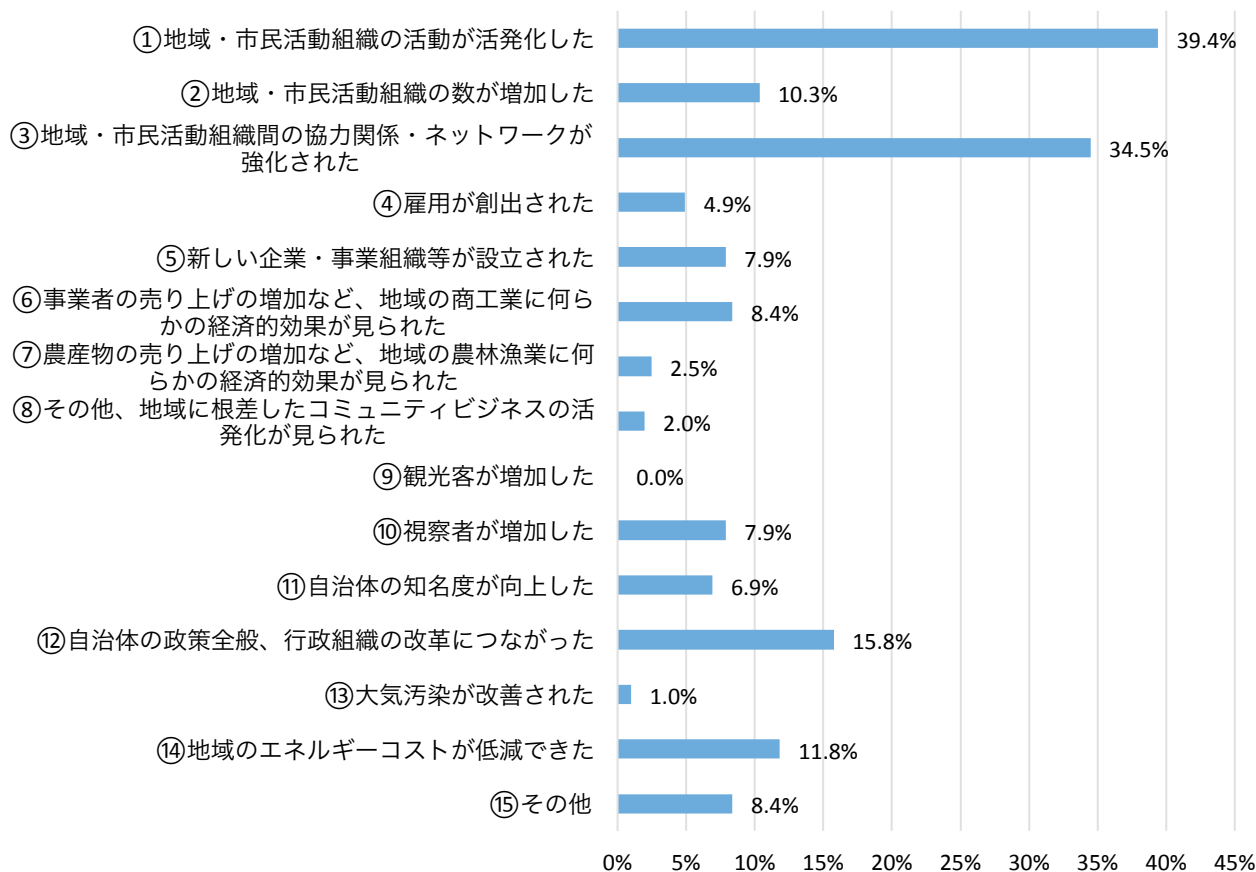


図 26 温暖化対策によって得られた副次的効果（全自治体）

IV. 市民との連携・協働について

今後、温暖化対策を行う上での住民及び民間団体（NPO、住民団体など）との連携・協働の必要性について、自治体区分ごとにまとめたものを図 27 に示す。都道府県・政令指定都市・施行時特例市ではすべての自治体が「大変そう思う」あるいは「そう思う」と回答した。小規模の市町村では「どちらとも言えない（25.3%）」あるいは「あまり思わない（6.3%）」と回答した自治体も存在した。

また、地域で活動している地球温暖化防止活動を目的とする民間団体（NPO、住民団体など）についての把握状況について、自治体区分ごとにまとめたものを図 28 に示す。都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市では「おおよそ把握している」と答えた自治体の割合が多かった。小規模の市町村では「すべて把握している」「おおよそ把握している」と回答した自治体は合わせて 31.7%と少なかった。

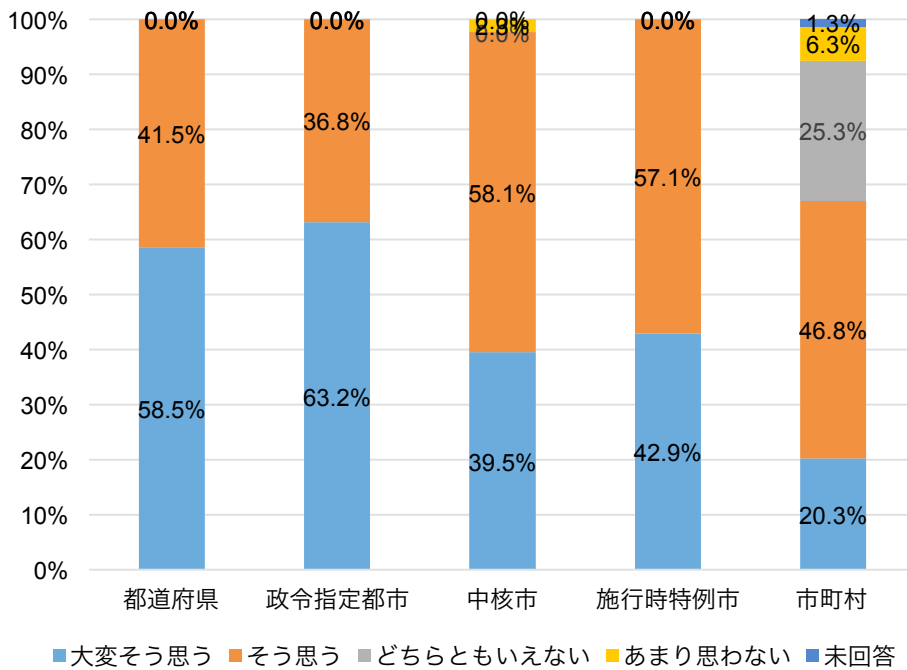


図27 住民及び民間団体との連携・協働の必要性

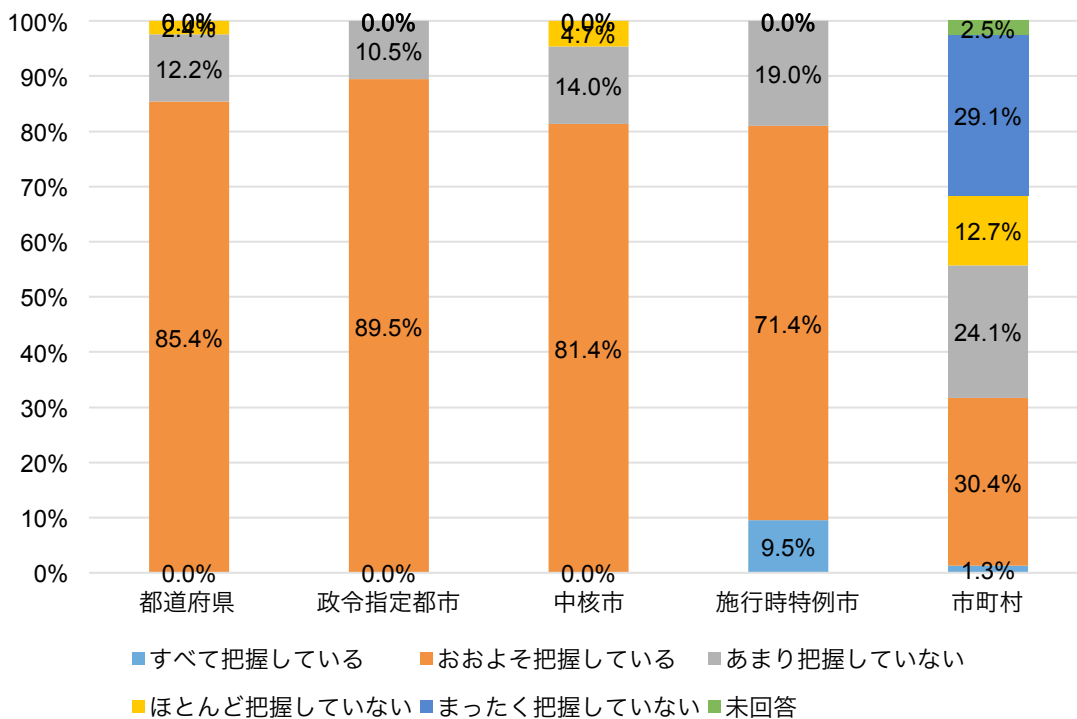


図28 地域で活動している民間団体の把握

また、地球温暖化対策において、住民・民間団体などの各主体とどのような連携・協働を行っているかについて、全自治体の集計結果を図29に示す。地域で活動する市民団体・NPOとの連携・協働が多くとられている一方で、全国規模で活動する市民団体・NPOとの連携・協働はほとんど取られていない結果となった。図27の結果より、多くの自治体が市民との連携の必要性を感じていることがわかったが、連携・協働の内容は「環境イベントなどの開催」「普及・啓発の共同実施」が主であり、「情報提供・アドバイス」「進捗状況の点検・評価」などでの連携・協働はあまり進んでいない傾向が見られた。大学・教育機関との連携・協働では「環境審議会の委員

に任命」していると答えた自治体が過半数を超えた一方で、その他の目的での連携・協働は多くなかった。環境イベントの開催では、市民団体・NPO（地域）の他、民間企業や地球温暖化防止活動推進センターなどと連携・協働を行っている自治体が多かった。温暖化対策の普及・啓発では、市民団体・NPO（地域）の他、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携・協働を行っている自治体が多かった。

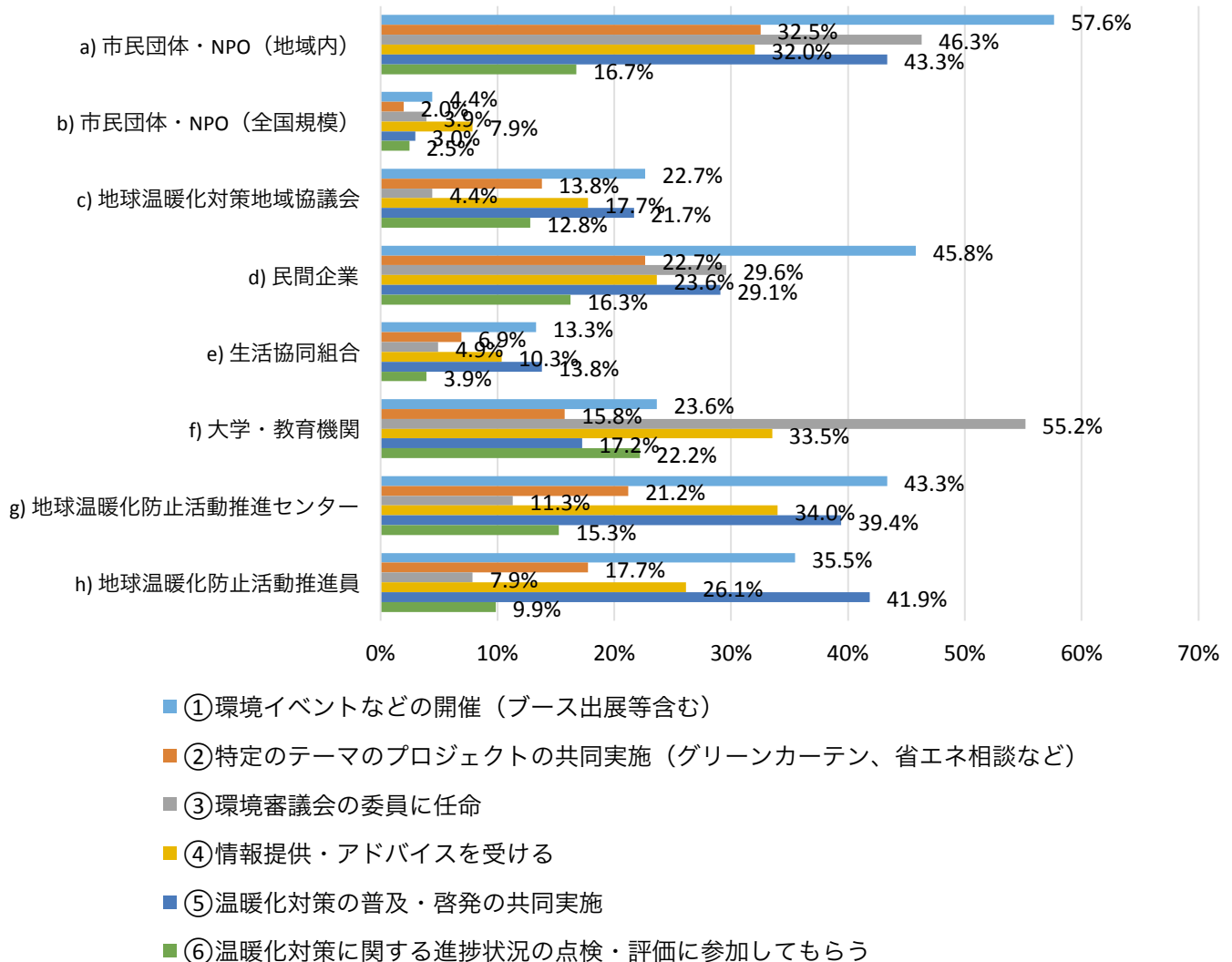


図 29 各主体との連携・協働

V. 各分野の温暖化対策について

1. 重点的に推進している温暖化対策・エネルギー関連施策

重点的に現在推進している温暖化対策および将来推進していきたい対策について、全自治体の結果をまとめたものを図 30 に示す。現在推進している活動では、「森林保全活動 (35.0%)」や「太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度・土地提供 (21.7%)」、「太陽熱利用の促進 (20.7%)」などが比較的高い割合となった。また、将来推進していきたい活動としては、「森林保全活動 (22.7%)」に次いで「再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達 (17.2%)」が高い割合を示した。「再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達」および「地域新電力会社の立ち上げ」は現在よりも将来推進していきたいと答えた割合が高かったが、「地域新電力会社の立ち上げ」に関しては現在・将来ともに 6~8%に留まり、関心があまり広まっていないことがわかった。

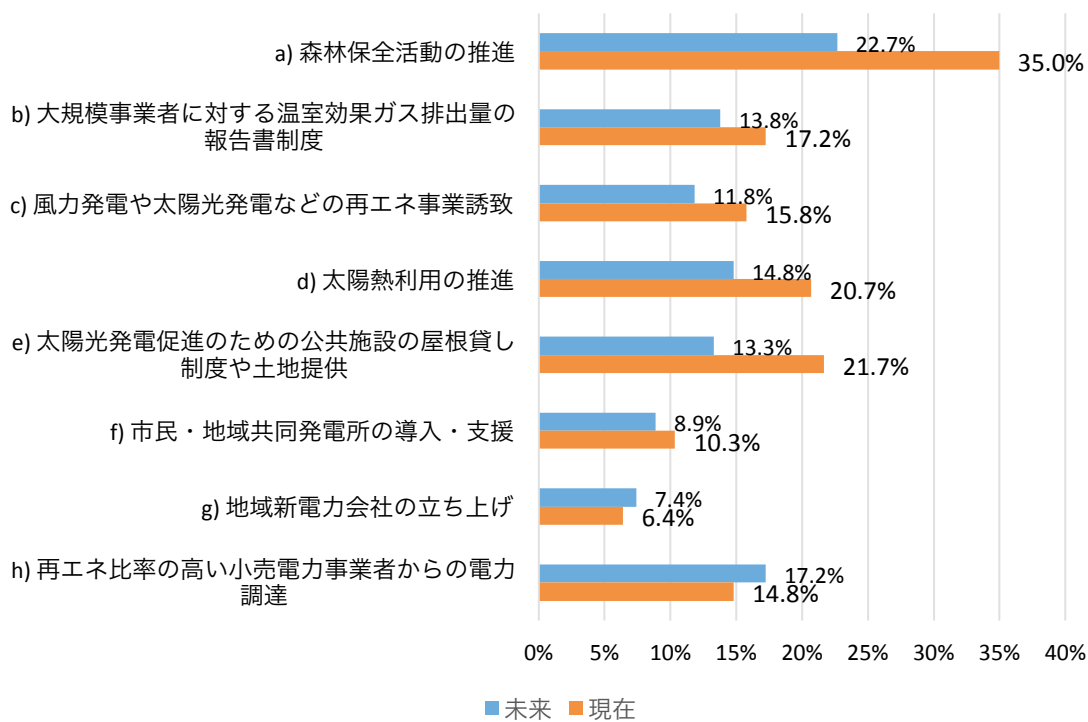


図 30 重点を置く活動

また、各分野における重点対策について、全自治体の結果を表 7 に示す。ここでは、「a) 住宅・建築物の省エネ化の促進」「b) 交通部門対策の促進」「c) 代替フロン等対策の促進」の 3 つの分野において、自治体の取組事例の一例を示す。

「a) 住宅・建築物の省エネ化の促進」では、大阪市が条例により「一定規模以上の建築物の新築・増改築時に省エネ基準への適合を義務付けている」と回答した。また、札幌市では「独自の高断熱・高気密住宅の基準である『札幌版次世代住宅基準』に適合する戸建新築工事や既存住宅の省エネリフォーム工事に対する補助を実施している」と回答した。

「b) 交通部門対策の促進」では、富山市や宇都宮市が LRT（次世代型路面電車システム）の整備を進めていると回答した。LRT は人と環境にやさしい公共交通として評価されており、中心市街地の活性化や、都市と地域の魅力の向上などの効果も期待されている。岐阜市や上越市では「立地適正化計画」に基づくコンパクトなまちづくりと交通ネットワークの整備により、低炭素なまちづくりを目指す方針が見られた。長崎県では月 1 回の「県下一斉ノーマイカーデー」や年に一回の「県下一斉ノーマイカーウィーク」を設けるなど、マイカーの規制に関する取組を進めていると回答した。三重県は、マイカー通勤者が「エコ通勤パス」を持って路線バスで通勤すると、バス運賃が半額となる取組をバス協会と連携して実施していると回答。マイカーの利用を減らし公共交通機関の利用を推進しようとする姿勢が見られた。今回の調査では水素ステーションの整備を進めていると回答した自治体はほぼ見られなかったが、徳島県では移動式水素ステーション等水素エネルギーの普及啓発を行っている。将来的には固定式水素ステーションの整備も進める方針を示した。

「c) 代替フロン等対策の促進」では、フロン排出抑制法に基づきフロン類の製造・廃棄に関する対策を行っている自治体が多かった。フロン排出抑制法では、フロンメーカーに対する「フロン類の低 GWP・ノンフロン化、再生利用」、機器メーカーに対する「冷媒転換（低 GWP・ノンフロン化）」、機器ユーザーに対する「適切な機器管理（定期点検など）・漏洩の削減」、充填回収業者に対する「充填行為の適正化」などを求めている。フロン類使用製品のノンフロン・低 GWP 化に取り組んでいる、あるいは取り組む予定であると回答した自治体も一定数存在した。

表 7 各分野の温暖化対策
a) 住宅・建築物の省エネ化の促進

実施内容
ZEH/ZEB の普及促進・モデル構築
HEMS/BEMS 導入補助・普及促進
エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯機）、 エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）の設置補助、助成金の交付
太陽光発電設備・蓄電池の導入促進、補助金の交付
高効率設備・機器の導入促進、補助金の交付
高断熱・高气密化などによる建築物の省エネ化、補助金の交付（新築・改築時）
住宅、公共施設、街路灯などの照明の LED 化、補助金の交付
長期優良住宅の認定
うちエコ診断の推進
省エネに関する意識啓発、省エネ診断の活用促進、情報提供
住宅、公共建築物などへの県産木材の利用推進

b) 交通部門対策の促進

実施内容
自家用車、公用車などにおける次世代自動車（FV、FCV、PHV など）の普及促進、購入補助、減税
急速充電設備、水素ステーションなどのインフラ整備
エコドライブの促進
ノーマイカーデーの実施
路線バス、鉄道など公共交通機関の利用促進、基盤整備
自転車利用の推進、自転車を利用しやすいまちづくりの推進
「パーク＆ライド」「パーク＆バスライド」などの促進
LRT（次世代型路面電車システム）の整備
コンパクトシティ・ネットワークの実現
輸送用燃料におけるバイオマス熱利用

c) 代替フロン等対策の促進

実施内容
ノンフロン・低 GWP 化の普及促進、消費者への情報提供
自動車、エアコン等の入れ替え時のノンフロン機器への入れ替え
公共施設における低 GWP 製品の購入促進
管理者への指導・助言、マニュアルの配布（機器の適正管理、廃棄時の回収の徹底）
関係事業者（機器管理者、回収事業者など）への立入検査・指導
フロン類の適正な管理・点検、漏洩防止、回収および処理の徹底
フロン充填回収量の報告

2. 電力購入にかかる環境配慮契約方針

自治体が電力を購入する際に、再エネ比率が高い事業者を優先的に選択するなどの環境配慮契約方針を策定しているかどうかについて、自治体区分ごとの回答を図 31 に示す。都道府県や政令指定都市で半数近くが策定しているのに対し、小規模の市町村では策定している自治体は 6.3%にとどまった。

また、具体的な環境配慮契約方針としては、各電気事業者の二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況などの項目を評価し、環境により配慮した事業者と契約するなどの方針が見られた。評価を点数化し、一定以上の点数を上回る事業者のみを入札可能とする「据切り方式」を導入している自治体も見られた。また、これらの項目や電源構成などの情報開示を入札の条件とする自治体も見られた。対象設備としては公共施設や自治体が保有する設備が多かった。

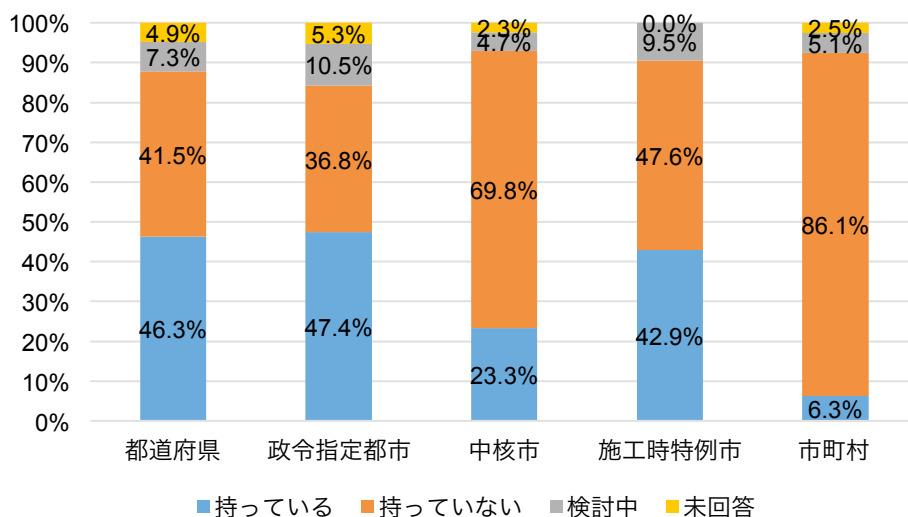


図31 環境配慮契約方針の策定

3. 他の政策課題との関連付け

温暖化対策と現在関連付けている政策課題、または将来関連付けていきたい政策課題について、全自治体の回答結果を図 32 に示す。「地域経済の活性化」「環境被害の低減」「防災」などの政策は、現在・未来を問わず関連付けている自治体が多かった。一方で、「雇用の創出」「人口減少・過疎化への対応」などとの関連付けは低かった。また、「環境被害の低減」を除くすべての政策課題で、現在よりも将来関連付けていきたいという回答が上回った。特に SDGs との関連付けについては、将来関連付けていきたいという回答が現在の 2 倍以上となった。これは、2015 年 9 月に国連サミットで SDGs が国際目標として採択され、国内でも関心が高まっていることが背景にあると考えられる。

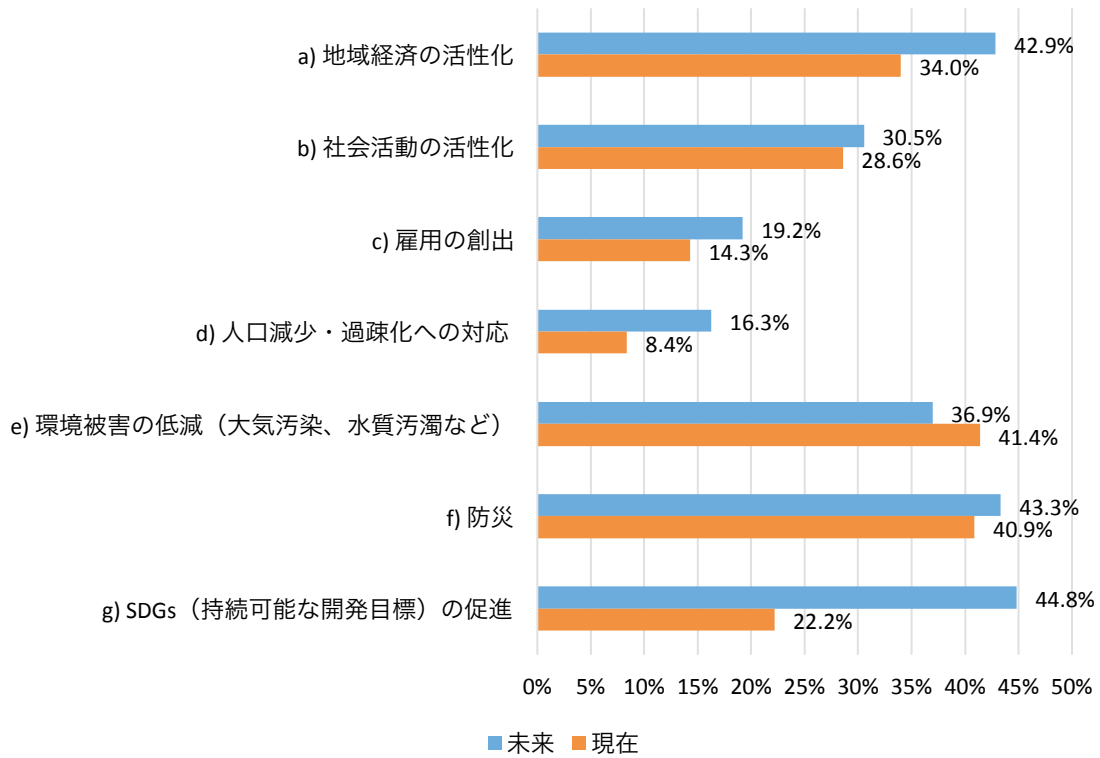


図32 他の政策課題との関連付け

4. 気候変動の被害

気候変動の被害について、既に顕在化しているか、顕在化している被害に対して十分な対策を取っているかを問うた。また、今後対策を強化していきたい対策についても問うた。全自治体の結果を図33に示す。既に顕在化している被害としては、「健康への影響（熱中症など）（35.0%）」、「水害の増加（30.0%）」を挙げている自治体が多かった。また、すべての項目において、「顕在化している」割合と「対策あり」の割合が拮抗しており、顕在化している被害に対しては既に対策が取られていることが傾向として見られた。また、すべての項目において、今後対策を強化していきたいという回答は5~10%に留まった。温暖化対策関連の部署で、これらの対策を直接強化していくことを想定していないと思われる結果となったが、他の災害対策関連の部署で対策を予定していることも考えられる。

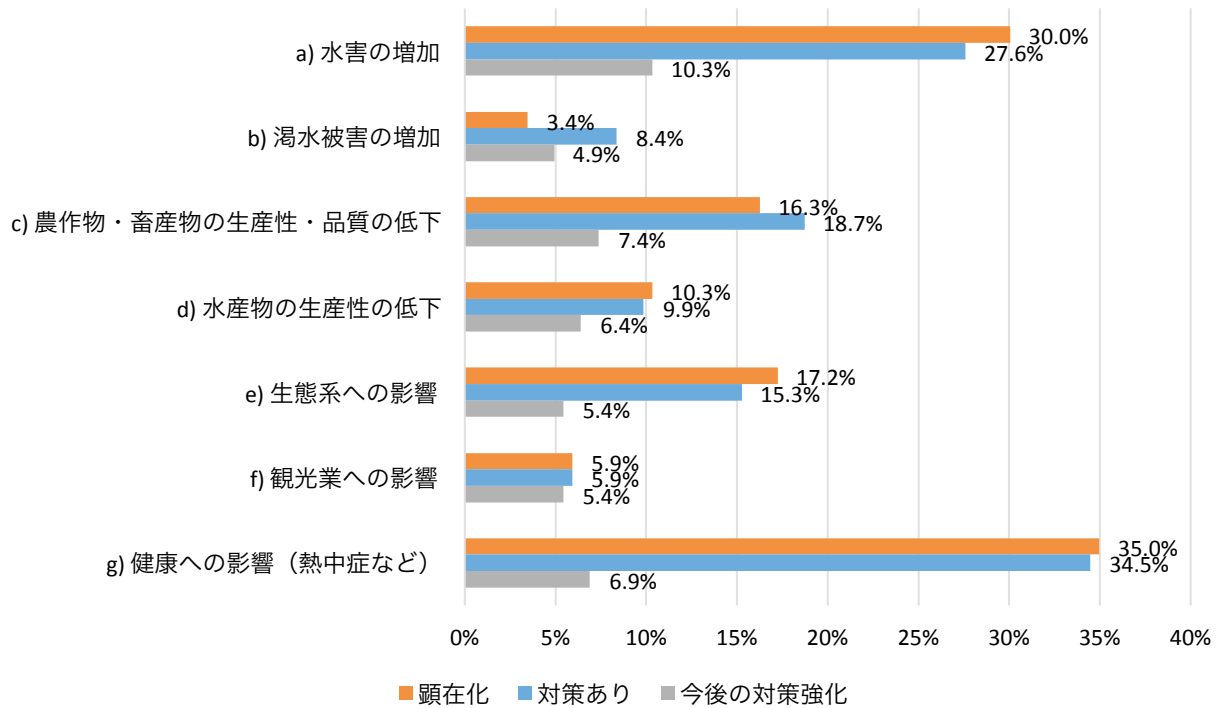


図33 気候変動の被害

VI. 温暖化対策の今後について

1. 現在の実施体制・取組状況について

温暖化対策の推進にむけた現在の実施体制や取組状況が十分であるかどうかについて、自治体区分ごとの回答を図34に示す。全体として「どちらともいえない」という回答が多かった。また、施行時特例市、小規模な市町村では「あまり思わない」「まったく思わない」という回答も比較的大きな割合を示した。

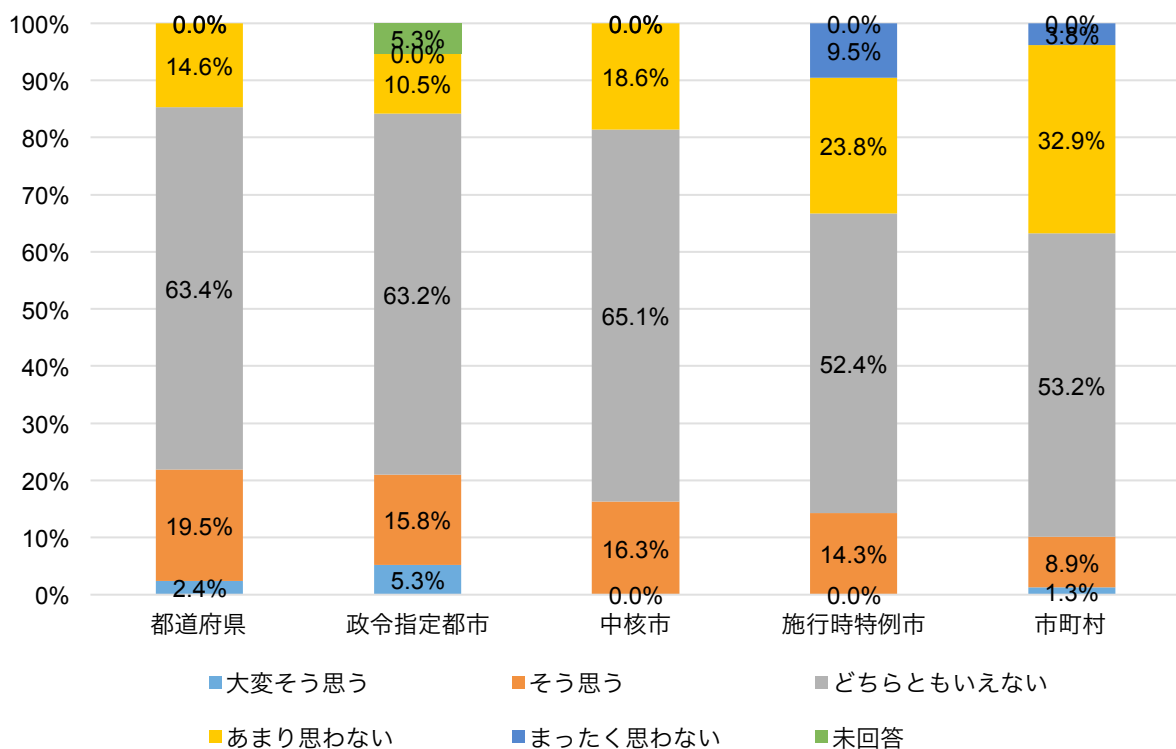


図34 現在の実施体制・取組状況について

2. 直面している問題・課題

温暖化対策を推進していく際に現在直面している問題や課題について、全自治体の結果を図35に示す。自治体の規模に関わらず、「資金・財源の確保（78.3%）」「専門的な人材の登用・育成（60.1%）」「住民や事業者の理解（47.8%）」を課題に挙げている自治体が多かった。一方で、「石炭火力発電所の新設・稼働（1.5%）」「必要な権限の移譲を含む法整備（2.0%）」を課題に挙げている自治体は非常に少なかった。特に石炭火力発電所については国の政策として進めている側面が大きく、自治体の課題として捉えられていないようである。また、本調査では自治体区分による結果の違いは見られなかった。

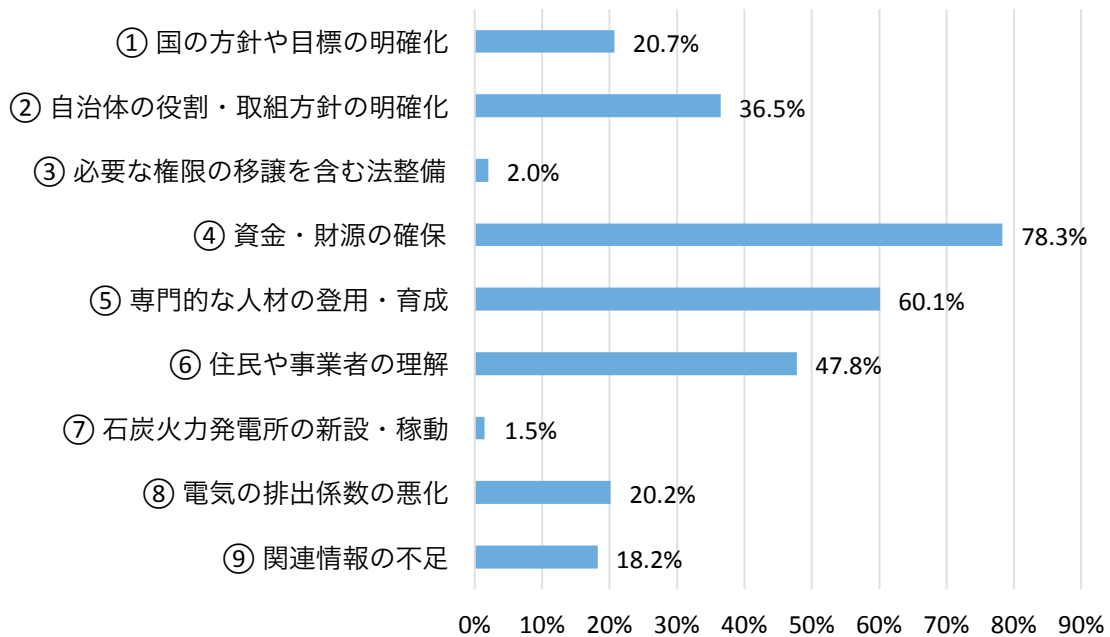


図35 現在直面している問題・課題

3. 注目している動向

現在注目している温暖化対策・エネルギー関連施策の動向について、全自治体の回答を図36に示す。「COPなど国際会議の動向、パリ協定の詳細（60.6%）」「IPCCによる評価報告書の公表（43.8%）」など、国際的な動向に注目している自治体の割合が多かった次いで、「エネルギー基本計画の改定」や「再エネ普及に関するイニシアティブの状況（RE100や自然エネルギー100%プラットフォーム）」などの政策に関する動きについても注目度が高かった。電源別で見ると、「原子力発電所の再稼働の状況、見通し」については関心があると答えた自治体も少なくなかった（28.6%）が、「石炭火力発電所の新増設計画」への関心は5.9%と低い値となった。これは、地元住民の反対などが、原子力発電に比べて石炭火力発電の場合は少ないことが一因として考えられる。

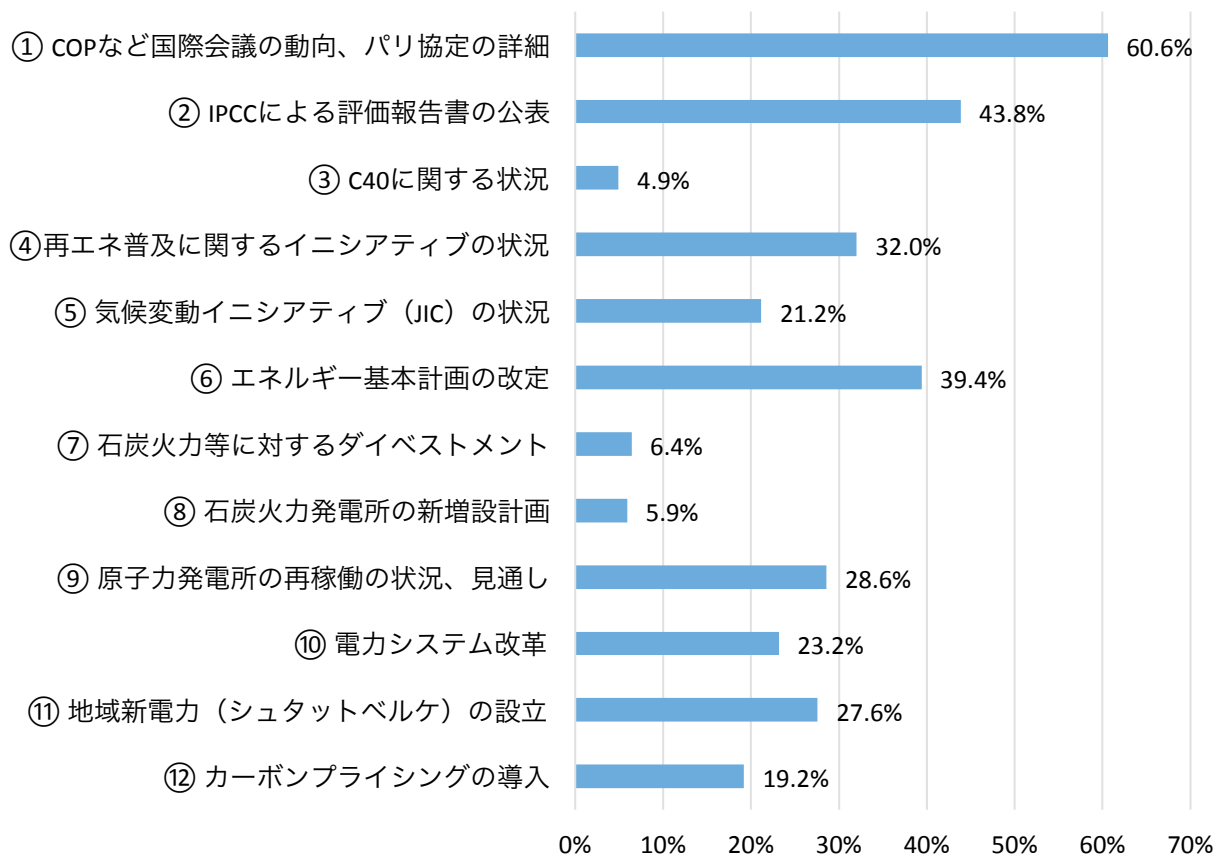


図36 注目している動向

Ⅶ. まとめ

今回の調査で、自治体がエネルギー政策にも人員・予算をあて、一定数、温暖化対策とも連動させていることがわかった。前回調査を行なった 2012 年と比較しても環境モデル都市や環境未来都市などに代表されるように高い目標を掲げ、意欲的に対策を進める自治体の数も増えるなど一定の進捗が見られた。一方で当時から変わらず、特に小規模な自治体で資金不足や人材不足などの理由から対策が進んでいない現状も明らかになった。

また、削減目標、具体的な対策など、国の目標・政策に左右される分野も多く、自治体が温暖化対策を進める上で、国がパリ協定に整合する政策を取ることの重要性が改めて確認された。パリ協定にも非国家アクターが重要であると位置付けられており、自治体が率先して脱炭素に向けて大きく転換していく必要がある。

そのためには、野心的な中長期目標の設定と、それを実現するための対策・施策が必要であり、自治体の規模や地理・歴史的条件等も鑑みて地域の活性化や課題解決につなげていくことが重要である。今回の調査では、一部の自治体において、それらに踏み込み始めていることも伺えたが、対策強化のための制度づくりや担い手の育成、資金確保などの課題が多くあることも明らかになった。

特に中長期的な大幅削減に向けた課題としては、多くの自治体、特に小規模な市町村では温暖化対策は環境分野の対策範囲の中だけ、さらには手法も主に普及啓発に限られてしまい、交通やエネルギーインフラ、都市計画などのハード部分の転換にまで及んでいないことが挙げられる。環境分野の普及啓発事業だけでは自治体独自の対策としての削減効果は少なく、国の削減目標に大きく左右されてしまう。大幅削減のためには各自自治体において、交通やエネルギーインフラ、都市計画分野における対策に踏み込んでいく必要がある。

今後の自治体における温暖化対策の一つの方向性として、近年適応対策や SDGs などへの関心が高まりつつある。環境省が自治体向けに作成している作手マニュアルの中でも「コベネフィットの追求」や「戦略的なパートナーシップ」のように、直接的な温暖化対策の効果だけを追求するのではなく、温暖化対策を推進するために環境・社会・経済に同時に働きかける統合的な施策・対策を検討することが重視されるようになってきている。民間企業においても RE100 や SBT のように、いかにして脱炭素な経済活動を展開していくのかが主要なテーマになりつつある。そういった中で自治体には、これまでの環境部局だけで温暖化対策やエネルギー政策を推進する形から、地域経営を考えながらあらゆる分野において脱炭素や持続可能な社会課題（SDGs）の視点を持って効果的な施策・対策を展開していくことが求められることになる。

2020 年を目前に控え多くの自治体が環境基本計画や温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを控えている。自治体においてはこの機会に科学からの要請に応える野心的な目標を掲げ、それを達成していくための統合的な政策・施策・対策を打ち出すことで、脱炭素で元気な地域社会を実現していく基盤を作り出していくことを期待したい。

2019 年 3 月 25 日
特定非営利活動法人気候ネットワーク

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査

特定非営利活動法人気候ネットワーク

*番号でお答えいただく設問は該当する番号を○で囲み、それ以外の設問はカッコ内にご記入頂きますようお願いいたします。

貴自治体名 () 記入者名 ()

I. 行政内（庁内）の体制について

Q1. 温暖化対策はどの部局・課・係が担当していますか。

- ① 専門に温暖化対策・施策を担当する部局・課・係を設けている
(担当部署名:)
- ② 他の部局・課・係が兼任している
(担当部署名:)
- ③ 特に設けていない
- ④ その他 ()

Q2. エネルギー関連施策はどの部局・課・係が担当していますか。

- ① 専門にエネルギー関連対策・施策を担当する部局・課・係を設けている
(担当部署名:)
- ② 温暖化対策を担当する部局・課・係が兼任している
- ③ その他の部局・課・係が兼任している
(担当部署名:)
- ④ 特に設けていない
- ⑤ その他 ()

Q3. 温暖化対策・エネルギー関連施策を主に担当している職員の人数についてお書き下さい。

温暖化対策 () 人 エネルギー関連施策 () 人

Q4. 2018年度の温暖化対策・エネルギー関連施策の予算総額についてお書き下さい。

温暖化対策 () 万円 エネルギー関連施策 () 万円

II. 温暖化対策全般について

Q5. 総合計画の「重要・重点」政策において、温暖化対策・エネルギー関連施策がそのひとつとして位置づけられていますか。(位置づけの基準・判断については任意)

①位置づけられている

②位置づけられていない

Q6. 温暖化対策・エネルギー関連施策の推進に関する各種計画の策定および改定を実施した時期をご記入ください。また、今後策定・改定をする予定がある場合はその時期をご記入ください。

計画名	(1)策定年	(2)改定年	(3)策定・改定 予定年	策定・改定予 定なし
a) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）				
b) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）				
c) 環境基本計画				
d) 地域気候変動適応計画				
e) その他 ()				
()				
()				

Q7. 温室効果ガス排出量削減に関する中期目標（2030年まで）を策定していますか。

①既に策定している

②策定中または今後策定予定である

③策定の予定はない

Q8. Q7で①とお答えになった場合にお尋ねします

(ア) 具体的な削減目標（目標年、基準年、数値目標）を、目標を位置づけている計画（条例）ごとにお書きください。(例 2030年までに2013年比で温室効果ガスの排出量を26%削減する)

計画名	(1)目標年	(2)基準年	(3)数値目標

(イ) 目標を設定する際に参照した情報・内容はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

①地球温暖化対策推進法の成立・改正

- ②エネルギー基本計画の策定
- ③パリ協定の採択・発効
- ④IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の評価報告書の公表
- ⑤市民からの要請
- ⑥その他

Q9. 温室効果ガス排出量削減に関する長期目標（2050年まで）を策定していますか。
 ①既に策定している ②策定中または今後策定予定である ③策定の予定はない

Q10. Q9で①とお答えになった場合にお尋ねします

(ア) 具体的な削減目標（目標年、基準年、数値目標）を、目標を位置づけている計画（条例）ごとにお書きください。（例 2050年までに2013年比で温室効果ガスを80%削減する）

計画名	(1)目標年	(2)基準年	(3)数値目標

(イ) 目標を設定する際に参照した情報・内容はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ①地球温暖化対策推進法の成立・改正
- ②エネルギー基本計画の策定
- ③パリ協定の採択・発効
- ④IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の評価報告書の公表
- ⑤市民からの要請
- ⑥その他

Q11. 将来の再生可能エネルギーの導入目標があればお書きください。

時期：() 年
 数値目標（基準年、目標値）

Q12. 温暖化対策を実施したことによって、温室効果ガスの削減以外のどのような副次的効果を得られましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ①地域・市民活動組織の活動が活発化した ②地域・市民活動組織の数が増加した
- ③地域・市民活動組織間の協力関係・ネットワークが強化された
- ④雇用が創出された ⑤新しい企業・事業組織等が設立された

Q15. 貴自治体が行き組む地球温暖化対策において、住民・民間団体などの各主体とはどのような連携・協働を行っていますか。各主体について、以下の選択肢からあてはまる番号をすべて選び、解答欄にご記入ください。また、その他に行った連携・協働があればお書きください。

- ①環境イベントなどの開催（ブース出展等含む）
- ②特定のテーマのプロジェクトの共同実施（グリーンカーテン、省エネ相談など）
- ③環境審議会の委員に任命
- ④情報提供・アドバイスを受ける
- ⑤温暖化対策の普及・啓発の共同実施
- ⑥温暖化対策に関する進捗状況の点検・評価に参加してもらう

主体名	選択肢①～⑥ (複数可)	その他の内容
a) 市民団体・NPO（地域内）		
b) 市民団体・NPO（全国規模）		
c) 地球温暖化対策地域協議会		
d) 民間企業		
e) 生活協同組合		
f) 大学・教育機関		
g) 地球温暖化防止活動推進センター		
h) 地球温暖化防止活動推進員		
i) その他 ()		
()		
()		

IV. 各分野の温暖化対策について

Q16. 温暖化対策・エネルギー関連施策として、現在どのような対策を重点的に推進していますか。また、将来重点的に推進していきたい対策はどれですか。次の（ア）～（ウ）の設問にお答えください。

（ア）以下の各分野について、重点的に推進している対策をご記入ください。また、特に推進している対策がない場合は「なし」とご記入ください。

a) 住宅・建築物の省エネ化の促進	
現在	
未来	
b) 交通部門対策の促進	
現在	
未来	
c) 代替フロン等対策の促進	
現在	
未来	

（イ）以下の各項目のうち、重点的に推進している対策はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

項目	(1)現在	(2)将来
a) 森林保全活動の推進		
b) 大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の報告書制度		
c) 風力発電や太陽光発電などの再エネ事業誘致		
d) 太陽熱利用の推進		
e) 太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供		
f) 市民・地域共同発電所の導入・支援		
g) 地域新電力会社の立ち上げ		
h) 再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達		

（ウ）その他、重点的に推進している対策があればご記入ください。特に推進している対策がない場合は「なし」とご記入ください。

その他の対策	
現在	
未来	

V. 温暖化対策の今後について

Q20. 温暖化対策の推進にむけた現在の実施体制や取組状況は十分であると考えていますか。

- ①大変そう思う ②そう思う ③どちらともいえない
④あまり思わない ⑤まったく思わない

Q21. 温暖化対策を推進していく際に現在直面している問題や課題について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 国の方針や目標の明確化
② 自治体の役割・取組方針の明確化
③ 必要な権限の移譲を含む法整備（具体的に:)
④ 資金・財源の確保
⑤ 専門的な人材の登用・育成
⑥ 住民や事業者の理解
⑦ 石炭火力発電所の新設・稼働
⑧ 電気の排出係数の悪化
⑨ 関連情報の不足
⑩ その他（具体的に）

Q22. 現在注目している温暖化対策・エネルギー関連施策の動向はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）など国際会議の動向、パリ協定の詳細
② IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による評価報告書の公表
③ C40(世界大都市気候先導グループ)に関する状況
④ RE100 や自然エネルギー100%プラットフォームなど、再エネ普及に関するイニシアティブの状況
⑤ 気候変動イニシアティブ（JIC）の状況
⑥ エネルギー基本計画の改定
⑦ 石炭火力等に対するダイベストメント（投融資撤退）
⑧ 石炭火力発電所の新増設計画
⑨ 原子力発電所の再稼働の状況、見通し
⑩ 電力システム改革
⑪ 地域新電力（シュタットベルケ）の設立
⑫ カーボンプライシングの導入
⑬ その他（具体的に）

表 8 温暖化対策担当部署

	専門の部署がある	他の部署が兼任	特に設けていない	その他	総計
都道府県					
度数	38	1		2	41
自治体区分の割合	92.7%	2.4%	0.0%	4.9%	100.0%
政令指定都市					
度数	17	1		1	19
自治体区分の割合	89.5%	5.3%	0.0%	5.3%	100.0%
中核市					
度数	36	5		2	43
自治体区分の割合	83.7%	11.6%	0.0%	4.7%	100.0%
施行時特例市					
度数	16	5			21
自治体区分の割合	76.2%	23.8%	0.0%	0.0%	100.0%
市町村					
度数	29	42	8		79
自治体区分の割合	36.7%	53.2%	10.1%	0.0%	100.0%
全体の 度数	136	54	8	5	203
全体の 割合	67.0%	26.6%	3.9%	2.5%	100.0%

表 9 エネルギー政策担当部署

	専門の部署がある	温暖化の部署が兼任	他の部署が兼任	特に設けていない	その他	総計
都道府県						
度数	28	5	2	1	5	41
自治体区分の割合	68.3%	12.2%	4.9%	2.4%	12.2%	100.0%
政令指定都市						
度数	10	8			1	19
自治体区分の割合	52.6%	42.1%	0.0%	0.0%	5.3%	100.0%
中核市						
度数	6	26	2	6	3	43
自治体区分の割合	14.0%	60.5%	4.7%	14.0%	7.0%	100.0%
施行時特例市						
度数	4	14	1	2		21
自治体区分の割合	19.0%	66.7%	4.8%	9.5%	0.0%	100.0%
市町村						
度数	11	47	11	9	1	79
自治体区分の割合	13.9%	59.5%	13.9%	11.4%	1.3%	100.0%
全体の 度数	59	100	16	18	10	203
全体の 割合	29.1%	49.3%	7.9%	8.9%	4.9%	100.0%

表 14 総合計画への位置づけ

	位置づけあり	位置づけなし	未回答	総計
都道府県				
度数	36	4	1	41
自治体区分の割合	87.8%	9.8%	2.4%	100.0%
政令指定都市				
度数	16	2	1	19
自治体区分の割合	84.2%	10.5%	5.3%	100.0%
中核市				
度数	37	6		43
自治体区分の割合	86.0%	14.0%	0.0%	100.0%
施行時特例市				
度数	17	4		21
自治体区分の割合	81.0%	19.0%	0.0%	100.0%
市町村				
度数	40	31	8	79
自治体区分の割合	50.6%	39.2%	10.1%	100.0%
全体の 度数	146	47	10	203
全体の 割合	71.9%	23.2%	4.9%	100.0%

表 15 温室効果ガス排出量削減に関する中期目標の策定状況

	策定している	策定中・予定	予定なし	未回答	総計
都道府県					
度数	27	12	1	1	41
自治体区分の割合	65.9%	29.3%	2.4%	2.4%	100.0%
政令指定都市					
度数	16	3			19
自治体区分の割合	84.2%	15.8%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市					
度数	32	8		3	43
自治体区分の割合	74.4%	18.6%	0.0%	7.0%	100.0%
施行時特例市					
度数	12	8	1		21
自治体区分の割合	57.1%	38.1%	4.8%	0.0%	100.0%
市町村					
度数	17	21	38	3	79
自治体区分の割合	21.5%	26.6%	48.1%	3.8%	100.0%
全体の 度数	104	52	40	7	203
全体の 割合	51.2%	25.6%	19.7%	3.4%	100.0%

表 16 中期目標を設定する際に参照した情報

		都道府 県	政令指定都 市	中核 市	施行時特例 市	市町 村	総計
地球温暖化対策推進法の成立・改正	度数	19	12	26	8	15	80
	自治体区分の割合	46.3%	63.2%	60.5%	38.1%	19.0%	39.4%
エネルギー基本計画の策定	度数	11	9	5	2	2	29
	自治体区分の割合	26.8%	47.4%	11.6%	9.5%	2.5%	14.3%
パリ協定の採択・発効	度数	17	11	19	7	9	63
	自治体区分の割合	41.5%	57.9%	44.2%	33.3%	11.4%	31.0%
IPCC の評価報告書の公表	度数	14	10	11	5	7	47
	自治体区分の割合	34.1%	52.6%	25.6%	23.8%	8.9%	23.2%
市民からの要請	度数	2	0	3	0	1	6
	自治体区分の割合	4.9%	0.0%	7.0%	0.0%	1.3%	3.0%
その他	度数	11	6	12	6	6	41
	自治体区分の割合	26.8%	31.6%	27.9%	28.6%	7.6%	20.2%

表 17 温室効果ガス排出量削減に関する長期目標の策定状況

	策定している	策定中・予定	予定なし	未回答	総計
都道府県					
度数	9	11	17	4	41
自治体区分の割合	22.0%	26.8%	41.5%	9.8%	100.0%
政令指定都市					
度数	15	1	3		19
自治体区分の割合	78.9%	5.3%	15.8%	0.0%	100.0%
中核市					
度数	29	3	11		43
自治体区分の割合	67.4%	7.0%	25.6%	0.0%	100.0%
施行時特例市					
度数	12	5	3	1	21
自治体区分の割合	57.1%	23.8%	14.3%	4.8%	100.0%
市町村					
度数	3	14	60	2	79
自治体区分の割合	3.8%	17.7%	75.9%	2.5%	100.0%
全体の 度数	68	34	94	7	203
全体の 割合	33.5%	16.7%	46.3%	3.4%	100.0%

表 18 長期目標を設定する際に参照した情報

		都道府 県	政令指定都 市	中核 市	施行時特例 市	市町 村	総計
地球温暖化対策推進法の成立・改正	度数	5	10	21	8	5	49
	自治体区分の割合	12.2%	52.6%	48.8%	38.1%	6.3%	24.1%
エネルギー基本計画の策定	度数	3	5	3	2	1	14
	自治体区分の割合	7.3%	26.3%	7.0%	9.5%	1.3%	6.9%
パリ協定の採択・発効	度数	2	7	14	6	3	32
	自治体区分の割合	4.9%	36.8%	32.6%	28.6%	3.8%	15.8%
IPCC の評価報告書の公表	度数	4	9	10	6	2	31
	自治体区分の割合	9.8%	47.4%	23.3%	28.6%	2.5%	15.3%
市民からの要請	度数	0	0	2	0	1	3
	自治体区分の割合	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	1.3%	1.5%
その他	度数	2	6	14	6	1	29
	自治体区分の割合	4.9%	31.6%	32.6%	28.6%	1.3%	14.3%

表 19 温暖化対策によって得られた副次的効果

		都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	市町村	総計
地域・市民活動組織の活動が活発化した	度数	24	11	20	7	18	80
	自治体区分の割合	58.5%	57.9%	46.5%	33.3%	22.8%	39.4%
地域・市民活動組織の数が増加した	度数	9	4	4	1	3	21
	自治体区分の割合	22.0%	21.1%	9.3%	4.8%	3.8%	10.3%
地域・市民活動組織間の協力関係・ネットワークが強化された	度数	24	9	13	12	12	70
	自治体区分の割合	58.5%	47.4%	30.2%	57.1%	15.2%	34.5%
雇用が創出された	度数	4	0	4	0	2	10
	自治体区分の割合	9.8%	0.0%	9.3%	0.0%	2.5%	4.9%
新しい企業・事業組織等が設立された	度数	3	3	5	2	3	16
	自治体区分の割合	7.3%	15.8%	11.6%	9.5%	3.8%	7.9%
事業者の売り上げの増加など、地域の商工業に何らかの経済的効果が見られた	度数	3	2	6	2	4	17
	自治体区分の割合	7.3%	10.5%	14.0%	9.5%	5.1%	8.4%
農産物の売り上げの増加など、地域の農林漁業に何らかの経済的効果が見られた	度数	2	0	3	0	0	5
	自治体区分の割合	4.9%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	2.5%
その他、地域に根差したコミュニティビジネスの活発化が見られた	度数	1	1	2	0	0	4
	自治体区分の割合	2.4%	5.3%	4.7%	0.0%	0.0%	2.0%
観光客が増加した	度数	0	0	0	0	0	0
	自治体区分の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
視察者が増加した	度数	1	5	5	2	3	16
	自治体区分の割合	2.4%	26.3%	11.6%	9.5%	3.8%	7.9%
自治体の知名度が向上した	度数	2	5	4	2	1	14
	自治体区分の割合	4.9%	26.3%	9.3%	9.5%	1.3%	6.9%
自治体の政策全般、行政組織の改革につながった	度数	5	3	8	4	12	32
	自治体区分の割合	12.2%	15.8%	18.6%	19.0%	15.2%	15.8%
大気汚染が改善された	度数	0	1	0	1	0	2
	自治体区分の割合	0.0%	5.3%	0.0%	4.8%	0.0%	1.0%
地域のエネルギーコストが低減できた	度数	7	4	1	3	9	24
	自治体区分の割合	17.1%	21.1%	2.3%	14.3%	11.4%	11.8%
その他	度数	2	2	5	1	7	17
	自治体区分の割合	4.9%	10.5%	11.6%	4.8%	8.9%	8.4%

表20 住民及び民間団体との連携・協働の必要性

	大変そう思う	そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	未回答	総計
都道府県						
度数	24	17				41
自治体区分の割合	58.5%	41.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
政令指定都市						
度数	12	7				19
自治体区分の割合	63.2%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市						
度数	17	25		1		43
自治体区分の割合	39.5%	58.1%	0.0%	2.3%	0.0%	100.0%
施行時特例市						
度数	9	12				21
自治体区分の割合	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
市町村						
度数	16	37	20	5	1	79
自治体区分の割合	20.3%	46.8%	25.3%	6.3%	1.3%	100.0%
全体の 度数	78	98	20	6	1	203
全体の 割合	38.4%	48.3%	9.9%	3.0%	0.5%	100.0%

表21 地域で活動している民間団体の把握

	すべて把握している	おおよそ把握している	あまり把握していない	ほとんど把握していない	まったく把握していない	未回答	総計
都道府県							
度数		35	5	1			41
自治体区分の割合	0.0%	85.4%	12.2%	2.4%	0.0%	0.0%	100.0%
政令指定都市							
度数		17	2				19
自治体区分の割合	0.0%	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中核市							
度数		35	6	2			43
自治体区分の割合	0.0%	81.4%	14.0%	4.7%	0.0%	0.0%	100.0%
施行時特例市							
度数	2	15	4				21
自治体区分の割合	9.5%	71.4%	19.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
市町村							
度数	1	24	19	10	23	2	79
自治体区分の割合	1.3%	30.4%	24.1%	12.7%	29.1%	2.5%	100.0%
全体の 度数	3	126	36	13	23	2	203
全体の 割合	1.5%	62.1%	17.7%	6.4%	11.3%	1.0%	100.0%

表 22 各主体との連携・協働

		環境イベントなどの開催 (ブース出展等含む)	特定のテーマのプロジェクトの共同実施(グリーンカーテン、省エネ相談など)	環境審議会の委員に任命	情報提供・アドバイスを 受ける	温暖化対策の普及・啓発の共同実施	温暖化対策に関する進捗状況の点検・評価に参加してもらう
市民団体・NPO(地域内)	度数	117	66	94	65	88	34
	全自治体の割合	57.6%	32.5%	46.3%	32.0%	43.3%	16.7%
市民団体・NPO(全国規模)	度数	9	4	8	16	6	5
	全自治体の割合	4.4%	2.0%	3.9%	7.9%	3.0%	2.5%
地球温暖化対策地域協議会	度数	46	28	9	36	44	26
	全自治体の割合	22.7%	13.8%	4.4%	17.7%	21.7%	12.8%
民間企業	度数	93	46	60	48	59	33
	全自治体の割合	45.8%	22.7%	29.6%	23.6%	29.1%	16.3%
生活協同組合	度数	27	14	10	21	28	8
	全自治体の割合	13.3%	6.9%	4.9%	10.3%	13.8%	3.9%
大学・教育機関	度数	48	32	112	68	35	45
	全自治体の割合	23.6%	15.8%	55.2%	33.5%	17.2%	22.2%
地球温暖化防止活動推進センター	度数	88	43	23	69	80	31
	全自治体の割合	43.3%	21.2%	11.3%	34.0%	39.4%	15.3%
地球温暖化防止活動推進員	度数	72	36	16	53	85	20
	全自治体の割合	35.5%	17.7%	7.9%	26.1%	41.9%	9.9%

表 23 重点を置く活動（現在）

		都道府県	政令指定 都市	中核市	施行時特 例市	市町村	総計
森林保全活動の推進	度数	28	5	17	6	15	71
	自治体区分の割合	68.3%	26.3%	39.5%	28.6%	19.0%	35.0%
大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の報告書制度	度数	23	7	2	0	3	35
	自治体区分の割合	56.1%	36.8%	4.7%	0.0%	3.8%	17.2%
風力発電や太陽光発電などの再エネ事業誘致	度数	21	6	2	1	2	32
	自治体区分の割合	51.2%	31.6%	4.7%	4.8%	2.5%	15.8%
太陽熱利用の推進	度数	15	6	9	6	6	42
	自治体区分の割合	36.6%	31.6%	20.9%	28.6%	7.6%	20.7%
太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供	度数	12	9	12	4	7	44
	自治体区分の割合	29.3%	47.4%	27.9%	19.0%	8.9%	21.7%
市民・地域共同発電所の導入・支援	度数	8	2	5	2	4	21
	自治体区分の割合	19.5%	10.5%	11.6%	9.5%	5.1%	10.3%
地域新電力会社の立ち上げ	度数	5	2	2	1	3	13
	自治体区分の割合	12.2%	10.5%	4.7%	4.8%	3.8%	6.4%
再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達	度数	5	7	7	6	5	30
	自治体区分の割合	12.2%	36.8%	16.3%	28.6%	6.3%	14.8%

表 24 重点を置く活動（未来）

		都道府県	政令指定 都市	中核市	施行時特 例市	市町村	総計
森林保全活動の推進	度数	19	3	10	3	11	46
	自治体区分の割合	46.3%	15.8%	23.3%	14.3%	13.9%	22.7%
大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の報告書制度	度数	15	7	2	0	4	28
	自治体区分の割合	36.6%	36.8%	4.7%	0.0%	5.1%	13.8%
風力発電や太陽光発電などの再エネ事業誘致	度数	15	4	2	1	2	24
	自治体区分の割合	36.6%	21.1%	4.7%	4.8%	2.5%	11.8%
太陽熱利用の推進	度数	11	2	8	3	6	30
	自治体区分の割合	26.8%	10.5%	18.6%	14.3%	7.6%	14.8%
太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供	度数	6	6	8	2	5	27
	自治体区分の割合	14.6%	31.6%	18.6%	9.5%	6.3%	13.3%
市民・地域共同発電所の導入・支援	度数	7	2	3	2	4	18
	自治体区分の割合	17.1%	10.5%	7.0%	9.5%	5.1%	8.9%
地域新電力会社の立ち上げ	度数	4	3	5	2	1	15
	自治体区分の割合	9.8%	15.8%	11.6%	9.5%	1.3%	7.4%
再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達	度数	6	5	13	6	5	35
	自治体区分の割合	14.6%	26.3%	30.2%	28.6%	6.3%	17.2%

表25 環境配慮契約方針の策定

	持っている	持っていない	検討中	未回答	総計
都道府県					
度数	19	17	3	2	41
自治体区分の割合	46.3%	41.5%	7.3%	4.9%	100.0%
政令指定都市					
度数	9	7	2	1	19
自治体区分の割合	47.4%	36.8%	10.5%	5.3%	100.0%
中核市					
度数	10	30	2	1	43
自治体区分の割合	23.3%	69.8%	4.7%	2.3%	100.0%
施行時特例市					
度数	9	10	2		21
自治体区分の割合	42.9%	47.6%	9.5%	0.0%	100.0%
市町村					
度数	5	68	4	2	79
自治体区分の割合	6.3%	86.1%	5.1%	2.5%	100.0%
全体の 度数	52	132	13	6	203
全体の 割合	25.6%	65.0%	6.4%	3.0%	100.0%

表26 他の政策課題との関連付け（現在）

		都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	市町村	総計
地域経済の活性化	度数	25	14	18	2	10	69
	自治体区分の割合	61.0%	73.7%	41.9%	9.5%	12.7%	34.0%
社会活動の活性化	度数	21	10	14	3	10	58
	自治体区分の割合	51.2%	52.6%	32.6%	14.3%	12.7%	28.6%
雇用の創出	度数	13	6	7	1	2	29
	自治体区分の割合	31.7%	31.6%	16.3%	4.8%	2.5%	14.3%
人口減少・過疎化への対応	度数	7	3	2	2	3	17
	自治体区分の割合	17.1%	15.8%	4.7%	9.5%	3.8%	8.4%
環境被害の低減（大気汚染、水質汚濁など）	度数	25	8	20	9	22	84
	自治体区分の割合	61.0%	42.1%	46.5%	42.9%	27.8%	41.4%
防災	度数	23	17	18	10	15	83
	自治体区分の割合	56.1%	89.5%	41.9%	47.6%	19.0%	40.9%
SDGs（持続可能な開発目標）の促進	度数	15	9	11	4	6	45
	自治体区分の割合	36.6%	47.4%	25.6%	19.0%	7.6%	22.2%

表27 他の政策課題との関連付け（未来）

		都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	市町村	総計
地域経済の活性化	度数	22	13	25	9	18	87
	自治体区分の割合	53.7%	68.4%	58.1%	42.9%	22.8%	42.9%
社会活動の活性化	度数	18	10	16	6	12	62
	自治体区分の割合	43.9%	52.6%	37.2%	28.6%	15.2%	30.5%
雇用の創出	度数	12	8	12	1	6	39
	自治体区分の割合	29.3%	42.1%	27.9%	4.8%	7.6%	19.2%
人口減少・過疎化への対応	度数	8	7	6	2	10	33
	自治体区分の割合	19.5%	36.8%	14.0%	9.5%	12.7%	16.3%
環境被害の低減（大気汚染、水質汚濁など）	度数	20	9	14	7	25	75
	自治体区分の割合	48.8%	47.4%	32.6%	33.3%	31.6%	36.9%
防災	度数	21	14	20	11	22	88
	自治体区分の割合	51.2%	73.7%	46.5%	52.4%	27.8%	43.3%
SDGs（持続可能な開発目標）の促進	度数	25	14	22	15	15	91
	自治体区分の割合	61.0%	73.7%	51.2%	71.4%	19.0%	44.8%

表28 気候変動の被害（顕在化）

		都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	市町村	総計
水害の増加	度数	17	9	12	4	19	61
	自治体区分の割合	41.5%	47.4%	27.9%	19.0%	24.1%	30.0%
渇水被害の増加	度数	5	0	0	1	1	7
	自治体区分の割合	12.2%	0.0%	0.0%	4.8%	1.3%	3.4%
農作物・畜産物の生産性・品質の低下	度数	25	2	3	1	2	33
	自治体区分の割合	61.0%	10.5%	7.0%	4.8%	2.5%	16.3%
水産物の生産性の低下	度数	15	1	2	2	1	21
	自治体区分の割合	36.6%	5.3%	4.7%	9.5%	1.3%	10.3%
生態系への影響	度数	17	3	6	5	4	35
	自治体区分の割合	41.5%	15.8%	14.0%	23.8%	5.1%	17.2%
観光業への影響	度数	7	2	0	1	2	12
	自治体区分の割合	17.1%	10.5%	0.0%	4.8%	2.5%	5.9%
健康への影響（熱中症など）	度数	23	10	21	6	11	71
	自治体区分の割合	56.1%	52.6%	48.8%	28.6%	13.9%	35.0%

表 29 気候変動の被害（対策あり）

		都道府 県	政令指定 都市	中核 市	施行時特 例市	市町村	総計
水害の増加	度数	20	13	7	6	10	56
	自治体区分の割合	48.8%	68.4%	16.3%	28.6%	12.7%	27.6%
渇水被害の増加	度数	9	3	1	3	1	17
	自治体区分の割合	22.0%	15.8%	2.3%	14.3%	1.3%	8.4%
農作物・畜産物の生産性・品質の低下	度数	30	3	3	1	1	38
	自治体区分の割合	73.2%	15.8%	7.0%	4.8%	1.3%	18.7%
水産物の生産性の低下	度数	16	3	1	0	0	20
	自治体区分の割合	39.0%	15.8%	2.3%	0.0%	0.0%	9.9%
生態系への影響	度数	18	8	2	2	1	31
	自治体区分の割合	43.9%	42.1%	4.7%	9.5%	1.3%	15.3%
観光業への影響	度数	7	3	0	1	1	12
	自治体区分の割合	17.1%	15.8%	0.0%	4.8%	1.3%	5.9%
健康への影響（熱中症など）	度数	26	12	15	8	9	70
	自治体区分の割合	63.4%	63.2%	34.9%	38.1%	11.4%	34.5%

表 30 気候変動の被害（今後の対策強化）

		都道府 県	政令指定都 市	中核 市	施行時特 例市	市町村	総計
水害の増加	度数	10	1	3	0	7	21
	自治体区分の割合	24.4%	5.3%	7.0%	0.0%	8.9%	10.3%
渇水被害の増加	度数	4	1	1	1	3	10
	自治体区分の割合	9.8%	5.3%	2.3%	4.8%	3.8%	4.9%
農作物・畜産物の生産性・品質の低下	度数	9	0	2	1	3	15
	自治体区分の割合	22.0%	0.0%	4.7%	4.8%	3.8%	7.4%
水産物の生産性の低下	度数	9	1	1	0	2	13
	自治体区分の割合	22.0%	5.3%	2.3%	0.0%	2.5%	6.4%
生態系への影響	度数	8	1	0	0	2	11
	自治体区分の割合	19.5%	5.3%	0.0%	0.0%	2.5%	5.4%
観光業への影響	度数	6	2	0	0	3	11
	自治体区分の割合	14.6%	10.5%	0.0%	0.0%	3.8%	5.4%
健康への影響（熱中症など）	度数	8	1	2	0	3	14
	自治体区分の割合	19.5%	5.3%	4.7%	0.0%	3.8%	6.9%

表 31 現在の実施体制・取組状況について

	大変そう 思う	そう思う	どちらと もいえな い	あまり思 わない	まったく 思わない	未回答	総計
都道府県							
度数	1	8	26	6	0	0	41
自治体区分の割合	2.4%	19.5%	63.4%	14.6%	0.0%	0.0%	100.0%
政令指定都市							
度数	1	3	12	2	0	1	19
自治体区分の割合	5.3%	15.8%	63.2%	10.5%	0.0%	5.3%	100.0%
中核市							
度数	0	7	28	8	0	0	43
自治体区分の割合	0.0%	16.3%	65.1%	18.6%	0.0%	0.0%	100.0%
施行時特例市							
度数	0	3	11	5	2	0	21
自治体区分の割合	0.0%	14.3%	52.4%	23.8%	9.5%	0.0%	100.0%
市町村							
度数	1	7	42	26	3	0	79
自治体区分の割合	1.3%	8.9%	53.2%	32.9%	3.8%	0.0%	100.0%
全体の 度数	3	28	119	47	5	1	203
全体の 割合	1.5%	13.8%	58.6%	23.2%	2.5%	0.5%	100.0%

表 32 直面している問題・課題

		都道府 県	政令指定都 市	中核 市	施行時特例 市	市町 村	総計
国の方針や目標の明確化	度数	11	5	9	7	10	42
	自治体区分の割合	26.8%	26.3%	20.9%	33.3%	12.7%	20.7%
自治体の役割・取組方針の明確化	度数	12	5	12	10	35	74
	自治体区分の割合	29.3%	26.3%	27.9%	47.6%	44.3%	36.5%
必要な権限の移譲を含む法整備	度数	0	1	1	1	1	4
	自治体区分の割合	0.0%	5.3%	2.3%	4.8%	1.3%	2.0%
資金・財源の確保	度数	36	15	35	19	54	159
	自治体区分の割合	87.8%	78.9%	81.4%	90.5%	68.4%	78.3%
専門的な人材の登用・育成	度数	29	10	22	14	47	122
	自治体区分の割合	70.7%	52.6%	51.2%	66.7%	59.5%	60.1%
住民や事業者の理解	度数	27	11	19	15	25	97

	自治体区分の割合	65.9%	57.9%	44.2%	71.4%	31.6%	47.8%
	合						%
石炭火力発電所の新設・稼働	度数	1	0	1	0	1	3
	自治体区分の割合	2.4%	0.0%	2.3%	0.0%	1.3%	1.5%
	合						%
電気の排出係数の悪化	度数	9	6	11	4	11	41
	自治体区分の割合	22.0%	31.6%	25.6%	19.0%	13.9%	20.2%
	合						%
関連情報の不足	度数	9	5	9	0	14	37
	自治体区分の割合	22.0%	26.3%	20.9%	0.0%	17.7%	18.2%
	合						%

表 33 注目している動向

		都道府 県	政令指 定都市	中核市	施行時 特例市	市町村	総計
COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）など国際会議の動向、パリ協定の詳細	度数	33	14	32	15	29	123
	自治体区分の割合	80.5%	73.7%	74.4%	71.4%	36.7%	60.6%
IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による評価報告書の公表	度数	30	13	23	13	10	89
	自治体区分の割合	73.2%	68.4%	53.5%	61.9%	12.7%	43.8%
C40（世界大都市気候先導グループ）に関する状況	度数	4	2	2	1	1	10
	自治体区分の割合	9.8%	10.5%	4.7%	4.8%	1.3%	4.9%
RE100 や自然エネルギー100%プラットフォームなど、再エネ普及に関するイニシアティブの状況	度数	20	12	15	9	9	65
	自治体区分の割合	48.8%	63.2%	34.9%	42.9%	11.4%	32.0%
気候変動イニシアティブ（JIC）の状況	度数	17	6	11	6	3	43
	自治体区分の割合	41.5%	31.6%	25.6%	28.6%	3.8%	21.2%
エネルギー基本計画の改定	度数	27	14	21	9	9	80
	自治体区分の割合	65.9%	73.7%	48.8%	42.9%	11.4%	39.4%
石炭火力等に対するダイベストメント（投融資撤退）	度数	10	1	0	1	1	13
	自治体区分の割合	24.4%	5.3%	0.0%	4.8%	1.3%	6.4%
石炭火力発電所の新増設計画	度数	8	1	2	0	1	12
	自治体区分の割合	19.5%	5.3%	4.7%	0.0%	1.3%	5.9%
原子力発電所の再稼働の状況、見通し	度数	22	5	8	6	17	58
	自治体区分の割合	53.7%	26.3%	18.6%	28.6%	21.5%	28.6%
電力システム改革	度数	19	8	10	3	7	47
	自治体区分の割合	46.3%	42.1%	23.3%	14.3%	8.9%	23.2%
地域新電力（シュタットベルケ）の設立	度数	15	8	15	7	11	56
	自治体区分の割合	36.6%	42.1%	34.9%	33.3%	13.9%	27.6%
カーボンプライシングの導入	度数	17	8	9	2	3	39
	自治体区分の割合	41.5%	42.1%	20.9%	9.5%	3.8%	19.2%